

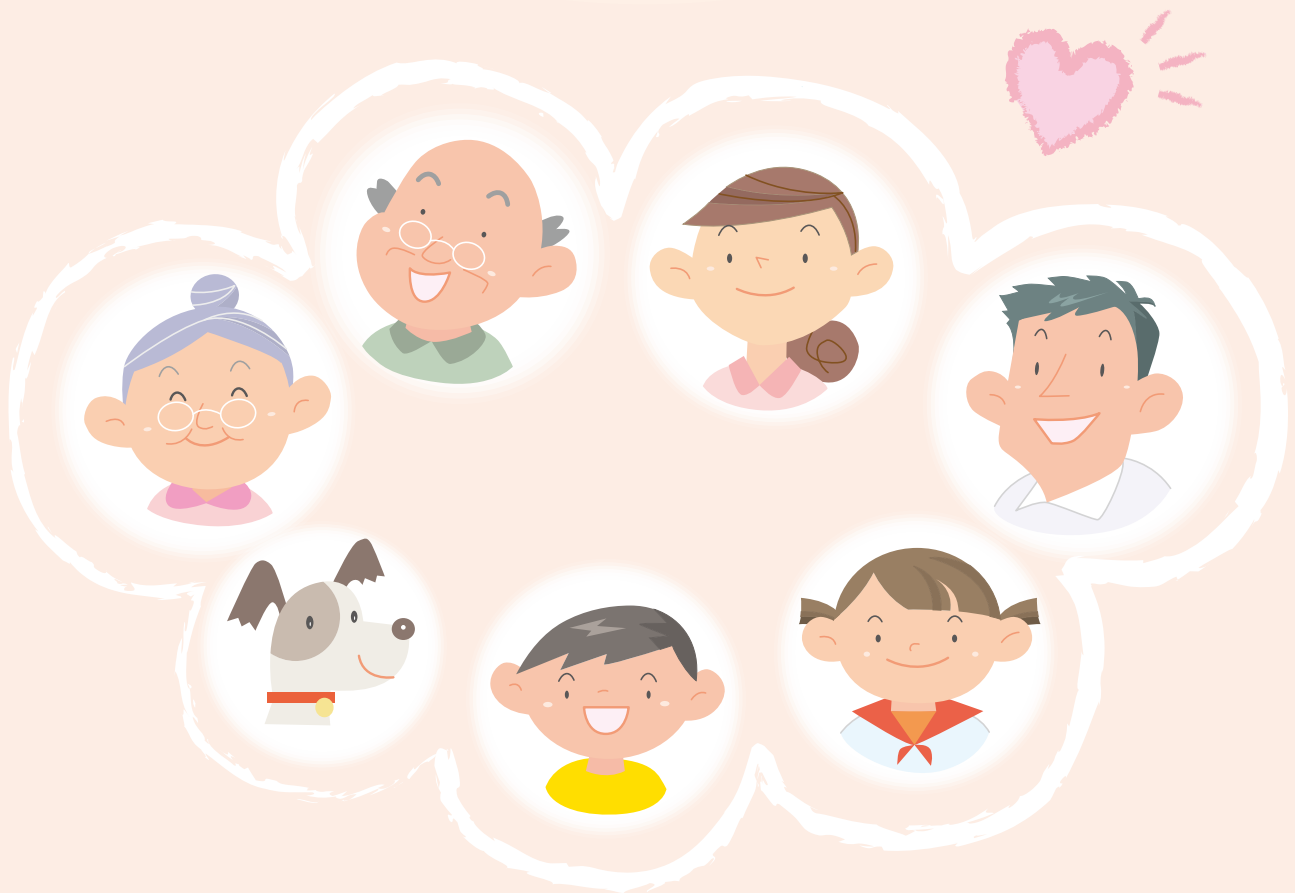
ともに生き、ともに支え合う福祉社会の実現

富山県社会福祉協議会

第4次

活動推進計画

2017～2021



ふれあいネットワーク

目次

第1章 計画の趣旨

| | |
|------------|---|
| 1 計画改定の趣旨 | 6 |
| 2 計画の性格と役割 | 6 |
| 3 計画期間 | 6 |
| 4 計画の進行管理 | 6 |

第2章 計画策定の背景と動向

| | |
|-----------------|---|
| 1 社会構造の変化 | 8 |
| 2 支援の多様化・複雑化 | 8 |
| 3 福祉を取り巻く環境の変化 | 9 |
| 4 第3次活動推進計画を受けて | 9 |

第3章 計画の構成等

| | |
|----------|----|
| 1 計画の構成 | 14 |
| 2 基本理念 | 14 |
| 3 基本目標 | 15 |
| 4 活動計画一覧 | 15 |

第4章 活動計画

推進項目1 身近な地域(生活圏域)における総合相談体制の構築による包括的な支援の提供

| | |
|--|----|
| 取組項目(1) 住民のあらゆる福祉・生活課題に対応するための全世代・ 全対象型の相談体制の構築による包括的な支援の提供 | 21 |
| 取組項目(2) 制度の狭間に対応した新たなサービス・活動の開発 | 23 |
| 取組項目(3) その人らしい生き方を支援する権利擁護の推進 | 25 |

推進項目2 住民が地域福祉活動に主体的に参加するための土壌づくり

| | |
|------------------------------------|----|
| 取組項目(1) 地域住民の地域福祉活動やボランティア活動への参加促進 | 27 |
| 取組項目(2) 子どもから大人までの幅広い世代への福祉教育の推進 | 29 |
| 取組項目(3) 住民と専門職等との協働による地域福祉活動の推進 | 30 |
| 取組項目(4) 高齢者の社会参加と地域福祉活動への支援 | 30 |
| 取組項目(5) 寄付文化の醸成と共同募金運動の活性化 | 31 |

推進項目3 災害時に対応できる地域づくりの推進

| | |
|---|----|
| 取組項目（1）日常的なつながりを基盤とした要援護者への支援体制の充実 … | 33 |
| 取組項目（2）災害時における福祉施設、専門職団体等との連携・ 協働支援体制の構築 …………… | 34 |

推進項目4 地域ニーズへの対応力向上と効果的・効率的なサービス提供に向けた経営支援

| | |
|--|----|
| 取組項目（1）社会福祉法人の地域における公益的な取組と 法人間の連携・協働 …………… | 35 |
| 取組項目（2）福祉施設・事業所の経営マネジメント力向上への支援 ……… | 36 |
| 取組項目（3）福祉・介護機器（ロボット・ICT等含む）の導入・活用支援 … | 36 |

推進項目5 福祉人材の確保・定着、育成

| | |
|--|----|
| 取組項目（1）福祉職場の魅力の発信と、 新たな分野での福祉人材の掘り起こし …………… | 38 |
| 取組項目（2）研修実施や資格取得の促進を通じたキャリアパスの構築 ……… | 39 |
| 取組項目（3）福祉・介護機器活用による職場の活性化とスキルアップ ……… | 41 |

推進項目6 利用者本位による福祉サービスの選択と福祉サービスの質の向上

| | |
|-------------------------------|----|
| 取組項目（1）自己決定を支える権利擁護の推進 …………… | 42 |
| 取組項目（2）福祉サービスの見える化と質の向上 …………… | 43 |

推進項目7 地域福祉推進のための組織基盤の強化

| | |
|---------------------------|----|
| 取組項目（1）経営・財政基盤の強化 …………… | 44 |
| 取組項目（2）情報収集と発信機能の強化 …………… | 45 |
| 取組項目（3）組織体制の強化 …………… | 46 |

参考資料

| | |
|------------------------------------|----|
| 富山県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会設置要綱 …………… | 48 |
| 富山県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会・部会委員名簿 …………… | 49 |
| 計画の策定経過について …………… | 52 |

「富山県社会福祉協議会 第4次活動推進計画」の概念図

基本理念

ともに生き、ともに支え合う福祉社会の実現

基本目標

基本目標1

あらゆる福祉・生活課題を受け止め、
解決に向けて寄りそいます

基本目標2

誰もがつながり、
支え合う地域づくりをすすめます

基本目標3

福祉を担うひとづくりと
福祉サービスの向上に取組みます

活動計画（推進項目、取組項目）

推進項目1 「身近な地域(生活圏域)における総合相談体制の構築による包括的な支援の提供」

- 取組項目 (1) 住民のあらゆる福祉・生活課題に対応するための全世代・全対象型の相談体制の構築による包括的な支援の提供
- 取組項目 (2) 制度の狭間に対応した新たなサービス・活動の開発
- 取組項目 (3) その人らしい生き方を支援する権利擁護の推進

推進項目2 「住民が地域福祉活動に主体的に参加するための土壌づくり」

- 取組項目 (1) 地域住民の地域福祉活動やボランティア活動への参加促進
- 取組項目 (2) 子どもから大人までの幅広い世代への福祉教育の推進
- 取組項目 (3) 住民と専門職等との協働による地域福祉活動の推進
- 取組項目 (4) 高齢者の社会参加と地域福祉活動への支援
- 取組項目 (5) 寄付文化の醸成と共同募金運動の活性化

推進項目3 「災害時に対応できる地域づくりの推進」

- 取組項目 (1) 日常的なつながりを基盤とした要援護者への支援体制の充実
- 取組項目 (2) 災害時における福祉施設、専門職団体等との連携・協働支援体制の構築

推進項目4 「地域ニーズへの対応力向上と効果的・効率的なサービス提供に向けた経営支援」

- 取組項目 (1) 社会福祉法人の地域における公益的な取組と法人間の連携・協働
- 取組項目 (2) 福祉施設・事業所の経営マネジメント力向上への支援
- 取組項目 (3) 福祉・介護機器（ロボット・ICT等含む）の導入・活用支援

推進項目5 「福祉人材の確保・定着、育成」

- 取組項目 (1) 福祉職場の魅力の発信と、新たな分野での福祉人材の掘り起こし
- 取組項目 (2) 研修実施や資格取得の促進を通じたキャリアパスの構築
- 取組項目 (3) 福祉・介護機器活用による職場の活性化とスキルアップ

推進項目6 「利用者本位による福祉サービスの選択と福祉サービスの質の向上」

- 取組項目 (1) 自己決定を支える権利擁護の推進
- 取組項目 (2) 福祉サービスの見える化と質の向上

推進項目7 「地域福祉推進のための組織基盤の強化」

- 取組項目 (1) 経営・財政基盤の強化
- 取組項目 (2) 情報収集と発信機能の強化
- 取組項目 (3) 組織体制の強化



社会福祉法人 富山県社会福祉協議会

第4次 活動推進計画



第 1 章
計画の趣旨



1 計画改定の趣旨

少子高齢化に伴う人口減少、単身世帯や核家族世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、家族機能や地域の相互扶助機能が低下する中、地域においては複雑かつ多様な福祉・生活課題が顕在化しています。

これらに対応すべく、国においては、すべての人が世代や背景を問わず安心して暮らし続けられるまちづくりに向け、介護保険制度の改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業や生活困窮者自立支援制度、社会福祉法改正など地域包括支援体制の確立を目指した大きな制度改革が進められています。

一方、多様な要因が絡み合うこれらの課題に制度だけで対応することは難しく、生活の場である地域全体で支え合う力を再構築し、地域住民が主体的に課題解決に取り組みながら、自分らしく生活し、活躍できる社会を構築していくことが求められています。

このような状況のもと、地域福祉の推進を担う中核的組織である富山県社会福祉協議会（以下「県社協」という）の今日的役割や活動の方向性を明らかにするとともに、目指す福祉社会の実現に向けて関係機関・団体等と連携・協働して取り組む中期的な活動の計画を策定するものです。

2 計画の性格と役割

この計画は次の3点の性格・役割を持っています。

- ① 県域の民間福祉関係団体等との協働の取組みや活動の方向性を示すものです。
- ② 市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画等と連携して推進を図るものです。
- ③ 富山県民福祉基本計画との整合性・連携を図るものです。

3 計画期間

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

社会情勢や社会福祉の動向等の変化を踏まえて、計画期間中においても、必要に応じて見直しを行います。

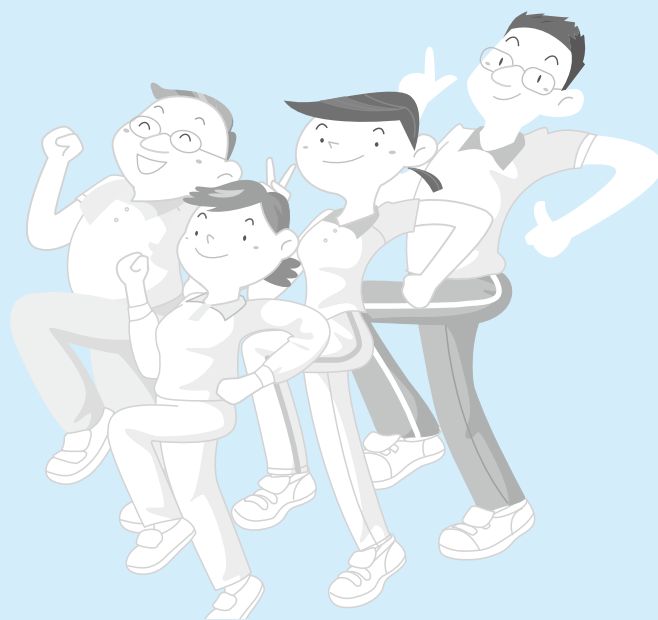
4 計画の進行管理

この計画の進行管理は、「富山県社会福祉協議会 活動推進計画 評価委員会」において行っていきます。

委員会では、計画の進捗状況の確認、指標の評価、見直しを行います。

第2章

計画策定の背景と動向



1 社会構造の変化

全国的に少子高齢化に伴う人口減少が進行していますが、富山県においても人口は1998（平成10）年に112万6千人をピークに減少局面に入り、現在では106万人を割っています。

合計特殊出生率を見ると、2015（平成27）年は1.51（※1）であり、全国の1.46よりも上回ってはいますが、今後の人口推移として2020（平成32）年には、高齢者人口がピーク（予想高齢化率32.7%）（※2）を迎え、医療・介護ニーズの高い75歳以上人口は2030（平成42）年にピークを迎える見込みとなっています。

また、平成26年度に実施された富山県認知症高齢者実態調査によると、県内における認知症高齢者の推計数は約5万人であり、高齢者の6～7人に1人は認知症が疑われる状態とされています。

さらに、2035（平成47）年には、高齢者単独世帯数が高齢夫婦世帯数を逆転し、7人に1人が一人暮らしとなることが予想されるなど、何らかの介護や支援を必要とする人の割合は今後も増加することが予測されます。（※3）

このような人口の減少と高齢化の進行、高齢者単独世帯や高齢夫婦世帯の増加、人と人との関係が希薄化（無縁社会）する中で、これまでは家族内で補えてきた介護や保育などの扶養機能や地域社会における支え合いの機能がさらに低下し、様々な福祉・生活課題が深刻化することが予測されます。

2 支援の多様化・複雑化

社会構造の変化に伴い、社会全体での介護や保育のニーズが高まる一方、福祉・介護人材不足は一層深刻化しています。国では、福祉人材の確保策を盛り込んだ「一億総活躍社会」に向けた施策を進めていますが、県内においては、団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年までに、約7,000人の介護職員等が不足することが予測されています。（※3）

しかしながら、介護福祉士養成校の入学者は減少傾向にあり、2016（平成28）年は56.7%の充足率となっていることから、福祉・介護人材不足解消に向けた更なる取組みが求められます。

福祉・介護を担う専門職のみならず、ボランティアや民生委員・児童委員を始めとした地域における福祉の担い手においても、なり手不足が大きな課題となっており、地域の福祉力を高めるためには、幼い頃からの福祉教育を通じた福祉意識の涵養が必要となります。

また、2008（平成20）年の世界金融危機による経済情勢の悪化や雇用形態の変化に伴う非正規雇用の増加等により、全国的に生活保護世帯、母子家庭等ひとり親家庭の貧困とそれに伴う子どもの貧困、社会的孤立や経済的困窮状態にある生活困窮者が増加しており、大きな社会問題となっています。

さらには、「ひきこもり」「ゴミ屋敷」「虐待」や、子育てと親の介護を同時に行うダブルケア、障がいを持つ子の親の高齢化や親亡き後の問題、障がい者の地域移行に伴う就労の場の確保など、地域における福祉・生活課題はますます複雑多様化しており、多様な機関の

連携・協働による包括的な支援が求められています。

このような中、県内においても子ども食堂の開設やフードバンク事業、引きこもりの人などへの居場所づくりや社会参加に向けた支援など、制度の狭間への対応や新たな取組みが始まってきています。

3 福祉を取り巻く環境の変化

前項で触れた複雑多様化する福祉・生活課題に迅速かつ有効に対応するために、国においては2014（平成26）年1月には子どもの貧困対策法、2015（平成27）年4月には介護保険制度の改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業、生活困窮者自立支援制度、子ども・子育て支援制度、2016（平成28）年には障害者差別解消法、2017（平成29）年には社会福祉法の改正に伴う社会福祉法人制度改革など、各分野における体制整備を進めています。

併せて、2015（平成27）年9月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を取りまとめるとともに、2016（平成28）年7月に地域共生社会実現本部を設置しており、地域で暮らす全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、お互いに役割を持ち、支え合い、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組みも進められています。

4 第3次活動推進計画を受けて

本会には、変化する社会情勢や福祉環境に適切に対応し、あらゆる福祉・生活課題解決に向けた事業を展開していく役割が求められており、平成24年度から平成28年度の5カ年は第3次活動推進計画により定めた3つの重点目標の達成に向け、具体的事業を関係機関と協働しながら展開することで、地域福祉推進に努めてきました。

また、毎年度富山県社会福祉協議会活動推進計画 推進委員会を開催し、計画の進捗状況を確認しており、その中で把握した課題に対応するために、この度新たな5カ年計画である第4次活動推進計画を策定しました。

策定にあたり第3次活動推進計画で定めた3つの重点目標について、事業の主な成果や今後の課題・改善点等を次のとおり整理をしました。

重点目標 1 多様な主体の参加と協働による福祉コミュニティづくりの推進

主な成果

- ・ 全市町村社協でケアネット事業を実施。
- ・ ケアネットチーム数等は増加。（H24：2,827チーム⇒H28.12月：3,231チーム）
支援対象者に偏りは見られるが、新たな支援内容が増加してきている。
- ・ 生活福祉資金の貸付や日常生活自立支援事業等を通じて、必要な相談支援を行うことで、自立更生や安心した地域生活につながるケースが増加。
（日常生活自立支援事業利用者数 H24：337人⇒H28：497人）
- ・ 地域における包括的なケア体制構築に向け、県段階において福祉専門職、関係機関・団体、行政等によるネットワーク構築に向けた意見交換会や研修会等の取組みを進めている。
- ・ 県内の自立相談支援機関と適切に連携し、生活福祉資金も活用しながら生活困窮者の生活と就労に関する支援を実施。
- ・ 地域を基盤とした福祉教育の取組みを進めるために平成26年から「福祉教育サポーター設置モデル事業」を開始した。（小矢部、上市、入善）
- ・ 災害救援ボランティア・コーディネーター及びリーダー養成研修会開催による登録者の増加（H24：111人⇒H28：173人）

今後の課題・改善点等

- ・ 福祉・生活課題や様々な相談に対し、より具体的なケース事例から専門職と住民が共に考える場が必要。
- ・ ケアネット活動と介護保険改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業との関係性について検討が必要。
- ・ 地域住民が福祉・生活課題に気づき、住民主体の地域福祉を目指すため、社協として全ての事業に福祉教育を意識しながら事業を推進する。
- ・ 県・市町村行政や家庭裁判所等と、成年後見制度が適切に利用できるよう現状の把握や課題を整理し共有していく場の設定等、必要な支援を行う。
- ・ 本人の自己決定を支える日常生活自立支援事業等の制度の利用が必要であるにもかかわらず、支援につながっていない潜在的ニーズへの対応。
- ・ 学校・地域・社協・関係団体等が連携し、地域で福祉教育を進めていくことが必要。
- ・ 福祉・生活課題を解決していくために、より効果的な課題の掘り起こし手法の検討を行うとともに、関係団体等との連携協働を図る。
- ・ 地域の福祉課題や個別ニーズと結びついたボランティア活動や、企業の社会貢献活動を支援する。
- ・ 小地域における災害時の対応や支援のあり方を検討する。

第3次活動推進計画

重点目標 2 利用者本位の福祉サービスの実現と心豊かな自立生活への支援**主な成果**

- ・ 第三者評価事業の評価機関として、福祉サービスの質の向上に努めた。受審件数は増加している。(H24：2件⇒H28：8件)
- ・ 福祉サービス評価・公表事業運営委員会での意見をふまえ、調査者と受審事業所との適切な調整にあたった。
- ・ 多問題家族など困難事例の対応について、事例検討を行う等し、適切な対応を検討する場を設けている。
- ・ 福祉サービス事業所への巡回訪問等により、苦情解決体制の整備を要請しており、相談件数も増加している。(H24：21件⇒H28：41件)
- ・ 全国で最も加入率の高い(132法人 73.3%) 富山県社会福祉法人経営者協議会との連携による研修会を行うなど、社会福祉法人等の経営支援に努めている。
- ・ 社会福祉法人の地域公益活動の推進支援に取組み、平成27年から「社会福祉法人地域公益活動推進事業」を展開することで、市町村域で社会福祉法人連絡会の開催に至った。(H27：砺波、入善。H28：黒部、砺波、小矢部、射水)
- ・ 腰痛予防対策モデル福祉施設を8ヵ所指定し、施設での腰痛予防の取組みを支援、福祉用具の周知・普及を図った。

今後の課題・改善点等

- ・ 福祉サービス第三者評価の受診のニーズに十分応えきれない現状があるため、新規の評価調査者の確保が必要。
- ・ 苦情解決体制の整備についての事業所の理解は深まってきているものの、第三者委員未設置法人については引き続き巡回訪問等により管理者等の理解を深めていく必要がある。
- ・ 日常生活自立支援事業や成年後見制度のみではなく、社協が持つケアネット事業等も併せ、多様な福祉・生活課題に対応できるよう各種事業の啓発強化を図る。
- ・ 社会福祉法人制度改革については、今後も継続して指導援助を行い、様々な対応について情報提供と研修の場を設ける。
- ・ 社会福祉法人の地域における公益的な活動の責務について、地域の福祉課題を共有し、解決にむけ、各法人と県・市町村社協との連携・協働による取組みが必要。
- ・ 福祉施設等における福祉・介護機器の導入・活用状況を把握するとともに、より効果的な普及・啓発の方法を検討する。

重点目標 3 福祉を担う人材確保と資質の向上

主な成果

- ・ 富山労働局・ハローワークや介護労働安定センター、種別協議会、看護協会などの職能団体との連携を強化することにより、各機関・団体が持つ強みを活かして人材確保に努めた。
- ・ 介護の中堅職員の表彰や紹介、若年時からの発達段階に応じた就労体験等を通じて、福祉職場に対するイメージアップに取り組んだ。
- ・ 平成25年度の保育士・保育所支援センターの開設により、保育分野の求人・求職・マッチング数が大幅に増加した。（採用人数 H24：4名、H25：90名、H28：101名）
- ・ 専門多職種連携を促進するための研修を開催し、福祉・保健医療・法律など幅広い職種からの参加が得られた。（H27：18職種55名、H28：12職種32名）
- ・ 複雑多様化する福祉ニーズに対応できる福祉人材を養成するため研修体系を整理し、専門的課題に対応する研修等を実施した。
- ・ サービス従事者がキャリアパスを描けるよう、旧階層別研修をすべて「キャリアパス対応生涯研修課程」に移行・実施した。

今後の課題・改善点等

- ・ 年々高まる求人ニーズに十分応えきれない状況にあり、富山労働局・ハローワーク、職業訓練校以外にも新たに働きかけ、連携を深め、福祉・介護人材の確保に努める。
- ・ 介護・保育人材確保のための新規貸付事業の制度周知や利用促進、介護福祉士届出制度への適切な対応により、人材の確保・定着を支援する。
- ・ 中高年齢者の就業促進に向け、関係機関・団体等と連携の場を持つなど、元気な高齢者及び事業所双方に意識づけを行っていく。
- ・ 講師の福祉専門性（ケアワーク、ソーシャルワークなど）に合わせた研修カリキュラムの作成が必要。
- ・ 地域の福祉ニーズを住民、行政、専門多職種で捉え、解決できる地域づくりにつなげるよう研修を着実に実施し、法人・施設の福祉人材の育成を支援する。
- ・ 福祉職能団体等から助言を得て、地域ニーズや受講者ニーズに対応する研修を開発・実施していく。
- ・ 法人・施設に対し、福祉職員のキャリアパスの重要性を認識していただき、「キャリアパス対応生涯研修課程」の受講促進を図る。
- ・ 福祉職能団体の協力を得て、順次県内講師の養成を図り、養成した講師の福祉専門性を活かせる研修カリキュラムを検討する。

※1 厚生労働省 人口動態統計参照

※2 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計）参照

※3 富山県作成資料参照

第3章

計画の構成等



1 計画の構成

本計画は、基本理念、基本目標、活動計画の3つの階層で構成されています。

基本理念

県社協や各種関係機関が協働して目指すべき姿、今後事業を実施していく上で基本となるものです。

基本目標

基本理念実現のために、県社協の使命や役割を踏まえて定める3つの目標です。

活動計画

推進項目 基本目標の達成のために推進していかなければならない7つの項目です。

取組項目 各推進項目を具体的に進めていくための取組みです。

事業項目 取組項目を具体的に進めていくための取組みです。

2 基本理念

「ともに生き、ともに支え合う福祉社会の実現」

住み続けたいと思うまちや暮らしの場で、生活を営むすべての人が、人と人とのつながりを大切にし、互いに助け合い、支え合いながら、自分らしくいきいきと生活することができるよう、住民一人ひとりが主体的、積極的に関わってつくる福祉社会を目指します。

3 基本目標

基本目標1

「あらゆる福祉・生活課題を受け止め、解決に向けて寄りそいます」

一人ひとりの権利が守られ、年齢や障がいの有無に関わらず住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、福祉・生活課題の解決に向けて支援するとともに、制度の狭間にある課題への対応や新たなニーズに取り組めます。

基本目標2

「誰もがつながり、支え合う地域づくりをすすめます」

地域住民が主体的に福祉・生活課題に対応し、地域福祉活動に参加することができるよう意識の醸成を図るなど、住民への福祉教育を推進します。

また、日ごろから地域住民や福祉施設・関係団体等がつながることで、災害発生時にも関係性を活かした迅速かつ効果的な対応ができるよう取り組めます。

基本目標3

「福祉を担うひとづくりと福祉サービスの向上に取り組めます」

地域の福祉・生活課題解決のために主体的に関わる地域人材の育成を行います。

また、福祉事業所が利用者の福祉ニーズに対応し、質の高いサービス提供ができるよう、人材の確保・定着・育成に向けた取り組みを行います。

さらに、研修事業の充実、福祉・介護機器の積極的な活用のための支援、利用者本位の福祉サービスの実現に向け、福祉サービスの経営支援や質の向上に向けた取り組みを推進します。

4 活動計画一覧

別紙のとおり

活動計画（推進項目、取組項目、事業項目）一覧

| 推進項目 | 取組項目 | 事業項目 |
|--|--|---|
| 1 身近な地域（生活圏域）における総合相談体制の構築による包括的な支援の提供 | (1) 住民のあらゆる福祉・生活課題に対応するための全世代・全対象型の相談体制の構築による包括的な支援の提供 | ① ケアネット活動を軸とした助けあい活動の拡大にむけた支援の充実 |
| | | ② 市町村社協における総合相談体制の構築と包括的支援の充実 |
| | | ③ 関係機関等との連携による経済的困窮や社会的孤立等多様な課題への対応力強化 |
| | | ④ 市町村地域福祉活動計画策定の支援 |
| | | ⑤ 民生委員・児童委員との連携・協働 |
| | | ⑥ 難病、がん、若年性認知症の患者と家族等への相談支援体制の強化 |
| | (2) 制度の狭間に対応した新たなサービス・活動の開発 | ① 制度の狭間の課題や複合的な課題を抱える人等への支援 |
| | | ② 地域福祉活動を担うリーダー養成及び専門職との連携強化による新たなサービス・活動の開発 |
| | | ③ 多様な福祉専門分野・領域へのコミュニティソーシャルワーカーの養成拡大と実践展開への支援強化 |
| | (3) その人らしい生き方を支援する権利擁護の推進 | ① 判断能力が不十分な方への日常生活自立支援事業等を活用した権利擁護の推進 |
| ② 市町村社協やNPO等が実施する法人後見や市民後見人の養成への情報共有の場の設定 | | |
| ③ 保佐・補助類型を中心とした成年後見制度の利用促進のための研究協議 | | |
| 2 住民が地域福祉活動に主体的に参加するための土壌づくり | (1) 地域住民の地域福祉活動やボランティア活動への参加促進 | ① 地区社協における住民主体の福祉・生活課題解決のための支援拡充 |
| | | ② 様々な組織・団体・民間事業者・企業等との連携による地域福祉活動の展開に向けた情報提供や支援 |
| | | ③ 市町村社協ボランティアセンターへの支援拡充 |
| | | ④ 市町村社協ボランティアセンターの地域人材養成・発掘機能強化に向けた支援 |
| | (2) 子どもから大人までの幅広い世代への福祉教育の推進 | ① 子どもから大人に至るまで、生涯を通じた福祉教育の推進 |
| | | ② 福祉・生活課題解決のための福祉教育の推進 |
| | | ③ 福祉関係者・教育関係者等と協働した福祉教育実践の取り組み |
| | (3) 住民と専門職等との協働による地域福祉活動の推進 | ① 小地域における助けあい活動の展開を図るためのケアネット活動を軸とした支援 |
| | | ② 市町村段階における住民主体の地域福祉活動を展開するための専門職との連携充実 |
| | | ③ 地域の実情や課題に応じた市町村社協活動活性化のための支援の拡充 |
| | (4) 高齢者の社会参加と地域福祉活動への支援 | ① 生涯現役社会に向け、高齢者の意欲や能力に応じた地域社会の担い手づくりの推進 |
| | | ② 高齢者によるグループ活動の活性化と地域福祉活動への展開支援 |
| | (5) 寄付文化の醸成と共同募金運動の活性化 | ① 地域における寄付文化の醸成 |
| | | ② 共同募金運動の活性化に向けた連携・協働 |
| | 3 災害時に対応できる地域づくりの推進 | (1) 日常的なつながりを基盤とした要援護者への支援体制の充実 |
| ② 災害救援ボランティア・コーディネーターならびにリーダーの養成とネットワークづくり | | |
| ③ 災害時に対応できる社協間の連携強化 | | |
| ④ 災害発生後の生活再建に向けた支援への取り組み強化 | | |
| (2) 災害時における福祉施設、専門職団体等との連携・協働支援体制の構築 | | ① 災害時における福祉施設・福祉専門職の連携と支援体制の検討 |
| | | ② 多様な団体や企業等との連携と支援体制の検討 |

| 推進項目 | 取組項目 | 事業項目 |
|--|-------------------------------------|---|
| 4 地域ニーズへの対応力向上と効果的・効率的なサービス提供に向けた経営支援 | (1) 社会福祉法人の地域における公益的な取組と法人間の連携・協働 | ① 社会福祉法人による地域連携の推進 ② 社会福祉法人の地域公益事業への取組み支援と情報提供及び法人間の連携の推進 |
| | (2) 福祉施設・事業所の経営マネジメント力向上への支援 | ① 社会福祉法人等への情報提供とサービスの質の向上に必要な自己啓発や主体的な学びの機会としての研修会やセミナーの開催 ② 社会福祉法人経営者に対する経営マネジメント力向上のための経営相談・指導等の実施 |
| | (3) 福祉・介護機器（ロボット・ICT等含む）の導入・活用支援 | ① ICTやロボット技術等を活用した先進的な事例の収集と情報提供 |
| 5 福祉人材の確保・定着、育成 | (1) 福祉職場の魅力の発信と、新たな分野での福祉人材の掘り起こし | ① マスメディア等を活用した福祉職場のイメージアップと、福祉の魅力発信の支援 |
| | | ② 県内全域での、子どもから大人までの段階に応じた福祉職場での就労体験機会拡大 |
| | | ③ 潜在資格者の届出や就職にかかる貸付制度などを通じての福祉人材の掘り起こしと就労支援 |
| | | ④ 中高年齢者の積極的活用や県内へのUターン希望者などへの福祉人材の掘り起こし |
| | | ⑤ 外国人労働者の福祉職場への就労に伴う課題の検討 |
| | (2) 研修実施や資格取得の促進を通じたキャリアパスの構築 | ① 福祉施設との協働による福祉職員の階層に応じたキャリアパス構築の推進 ② 専門研修等による福祉職員の質の向上と多職種連携による課題解決力の向上 ③ 資格取得のための修学資金貸与を通じた支援 |
| (3) 福祉・介護機器活用による職場の活性化とスキルアップ | ① 福祉・介護機器の導入・活用状況の把握と課題の検証 | |
| | ② 福祉・介護機器を活用した介護技術研修の実施と指導者の育成支援の充実 | |
| | ③ 介護ロボット等を含む、新たな福祉・介護機器の導入及び活用支援 | |
| 6 利用者本位による福祉サービスの選択と福祉サービスの質の向上 | (1) 自己決定を支える権利擁護の推進 | ① 事業者及び従事者に対し利用者への権利擁護意識向上に向けた取組みの推進 |
| | (2) 福祉サービスの見える化と質の向上 | ① 福祉サービスに関する情報公開と利用者のサービス選択の支援拡充 |
| | | ② 福祉サービス提供者による自己評価や外部評価の取組みの推進 |
| ③ 利用者の意見・苦情等に対する適切な対応のための体制整備 | | |
| 7 地域福祉推進のための組織基盤の強化 | (1) 経営・財政基盤の強化 | ① 理事会・評議員会の活性化によるガバナンスの強化と透明性の確保 |
| | | ② 会員・会費制度の見直しと加入促進 |
| | | ③ 多様な民間財源・基金の活用と自主財源の確保 |
| | (2) 情報収集と発信機能の強化 | ① 新たな福祉・生活課題に対応するためのニーズ調査や調査研究活動の強化 |
| | | ② 福祉・生活課題の解決に向けた提言活動の推進 |
| | | ③ ウェブサイトや広報誌等の効果的な活用による情報発信機能の強化 |
| | (3) 組織体制の強化 | ① 事務局体制の強化と職員の専門性や資質向上に向けた取組みの推進 |
| | | ② 組織全体として課題に対応するための企画立案機能の強化 |
| | | ③ 危機管理体制の充実 |

第4章
活動計画



推進項目 1

身近な地域(生活圏域)における総合相談体制の構築による包括的な支援の提供

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉・生活課題について住民自らが主体的に解決していくことが重要です。しかし、地域には経済的困窮、社会的孤立を含め多様な課題が多くあり、住民だけでは解決できないものがあります。

また、課題を抱える家族は、高齢者から子ども・障がい者等様々な構成からなり立っていることもあり、世帯全体を捉えながら、本人の自己決定を基本におき、支援をすることが求められています。そこで専門職と地域住民の連携とフォーマル、インフォーマルを含めた包括的な支援や活動に取り組めます。

現状と課題

少子・高齢化がますます進行する中、経済的困窮や社会的孤立からくる課題、判断能力の不十分さに伴う権利侵害など、地域で複雑多様化する福祉・生活課題に対応するための相談体制、支援体制が十分に機能していない状況にあります。

地域の福祉力となる「担い手」も不足している中、個別課題を地域全体の課題として捉え、多様な関係機関との連携・協働による包括的な支援をしていく仕組みや方法が必要となっています。

今後5年間で協働して目指すべき活動の方向性

地域住民の福祉・生活課題を丁寧かつ包括的に受け止めるべく、地区社協、民生委員・児童委員をはじめとした身近な地域での相談対応の仕組みを確立するとともに、市町村社協・県社協として相談を受けられる体制整備・支援の検討を行い、地域住民に信頼される社協となることを目指します。

また、保健・医療・福祉をはじめとした多様な専門職と地域住民との連携による世帯全体を捉えた包括的な支援の確立を目指すとともに、日常生活自立支援事業の実施や成年後見制度の活用も含め、本人の自己決定や権利擁護を基本としたその人らしい生き方ができるための支援を目指します。

地域の関係性が希薄化している時代であるからこそ、地域の特性や強みを活かした地域活動を通し、住民同士が日頃から顔の見える関係が構築されることを目指します。

注) 総合相談体制：高齢、障がい、児童、貧困などの属性や年齢で分けをすることなく、個人や世帯が抱える福祉・生活課題、複合課題等生活のあらゆる課題について、丸ごと受け止め、解決のための支援につなげていく体制のこと。場の設定に限らず、必要に応じ、積極的なアウトリーチを行うことで潜在化している課題の発掘も行う。

注) 包括的な支援：福祉・生活課題に限らず、就労や疾病等も含めたあらゆる課題に対し、伴走型の支援を基本とし、他分野や多機関との連携協働により本人や世帯が持つ力を引き出し、活かしながら、本人が自立した生活を送ることができるよう支援すること。

注) 専門職：社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問介護員、保育士、医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、弁護士、司法書士、行政書士等の専門知識を有するあらゆる職種。

取組項目

(1) 住民のあらゆる福祉・生活課題に対応するための全世代・全対象型の相談体制の構築による包括的な支援の提供

地域住民が抱える福祉・生活課題を発見し対応するため、全世代・全対象型の相談体制の構築を図る必要があります。さらには、地域のあらゆる困りごとなどの相談に対応するため、アウトリーチを基本とした相談援助や地区社協や民生委員・児童委員等との連携強化を図り、市町村社協等へ途切れることなくつながる仕組みを確立し、多様な専門機関や団体等と連携し地域住民の参加のもと、課題解決を目指します。

(事業項目)

① ケアネット活動を軸とした助けあい活動の拡大にむけた支援の充実

- ・ 地区社協で取組んでいるケアネット活動を中心として、介護予防・日常生活支援総合事業との連携を図り、地域住民が地域の福祉・生活課題を住民主体で解決できるよう支援します。
- ・ 県社協は、全市町村社協にケアネット活動コーディネーターを配置しており、市町村社協が地区社協や専門機関等との連携を図りながらケアネット活動を推進していただけるよう協議の場を持ちます。

| 数値目標 | H28 (現状) | H31 (中間年度) | H33 (最終年度) |
|---------------|----------|------------|------------|
| ケアネット活動実施地区社協 | 259地区社協 | 306地区社協 | 306地区社協 |

② 市町村社協における総合相談体制の構築と包括的支援の充実

- ・ 地域住民の福祉・生活課題に対する相談に対して、市町村社協が包括的に対応できるよう研修会等を通じた支援を行います。

③ 関係機関等との連携による経済的困窮や社会的孤立等多様な課題への対応力強化

- ・ 様々な福祉・生活課題を抱える方に対し、地域住民を含めた多様な関係機関との協働による伴走型支援を行います。
- ・ 地域住民が抱える多様な個別の課題を地域全体の課題として捉え、地域住民を含めた多様な機関が協働で解決に向けた対応ができるよう取組みます。

④ 市町村地域福祉活動計画策定の支援

- ・ 住民主体のまちづくりに向けて、住民のみならず、多様な団体・機関、市町村行政との連携した地域福祉活動計画とするため、計画策定への支援を行います。

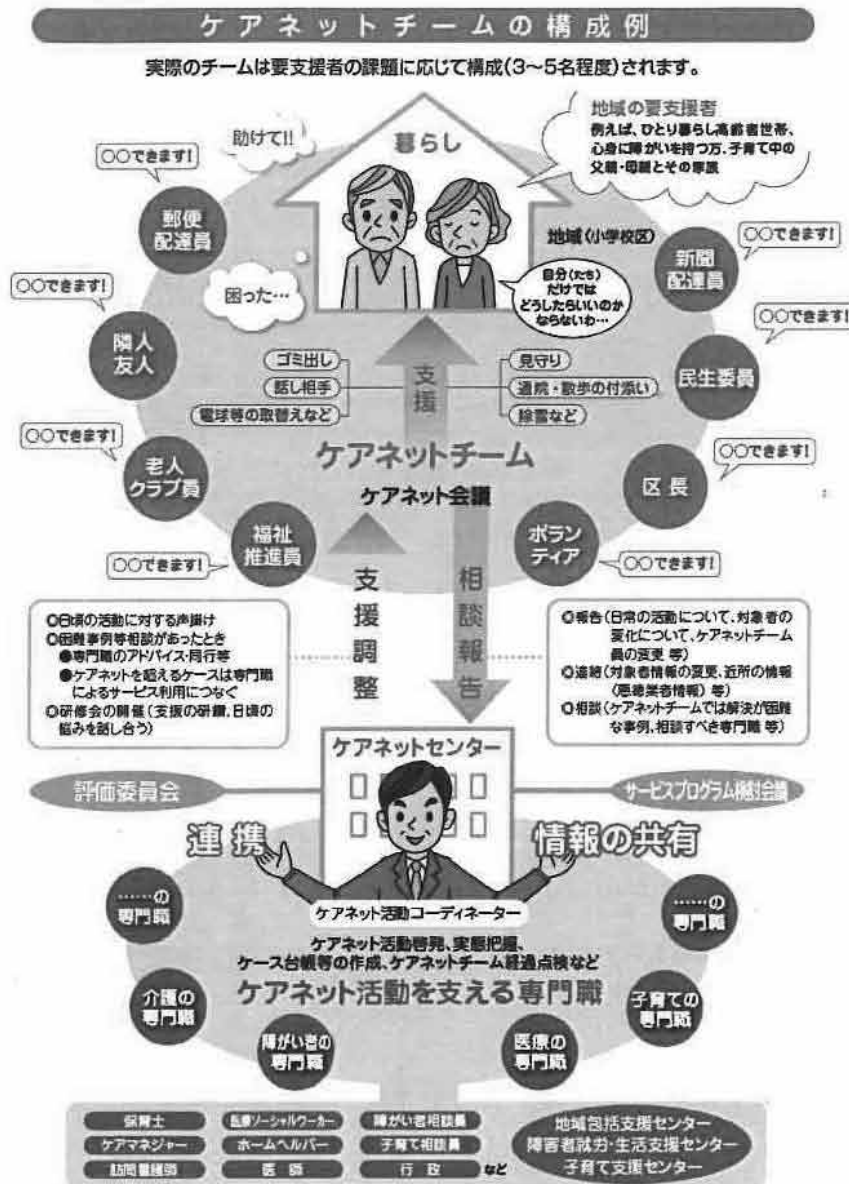
⑤ 民生委員・児童委員との連携・協働

- ・ 民生委員・児童委員が関係機関と連携・協働し、地域における相談支援活動が促進できるように研修会等を通じた支援を行います。
- ・ 日常生活自立支援事業、ケアネット活動、生活困窮者自立支援事業、生活福祉資金貸付事業等での連携を推進します。
- ・ 民生委員児童委員協議会への支援を推進します。

⑥ 難病、がん、若年性認知症の患者と家族等への相談支援体制の強化

- ・ 難病、がん、若年性認知症の患者と家族等が抱える生活、疾病、就労等の複合的な課題に対し、各センターを中心に関係機関と連携しきめ細やかに対応するとともに、疾病への理解や支援者の資質向上等に努め、相談支援体制の強化を図ります。

図：ケアネット活動（ふれあいコミュニティ・ケアネット21）



(2) 制度の狭間に対応した新たなサービス・活動の開発

福祉・生活課題の中には、既存の制度では対応できない制度の狭間の問題があり、その対応を行うためには、地域の多様な関係団体、事業者との連携・協働を進め、地域の社会資源を活かす視点を持って、取り組むことが必要です。

また、社協全体で相談・支援に対応する仕組みを作り、新たな福祉・生活課題に対応するために、福祉サービスや活動の開発と関係機関等への働きかけを行います。

(事業項目)

① 制度の狭間の課題や複合的な課題を抱える人等への支援

- ・ 障がい者や高齢者、子育て世帯、生活困窮者等においては既存の制度では十分対応できない課題があることが多く、これらの課題解決に向け、関係機関との協議の場を持てるよう支援します。
- ・ ケース会議等具体的なケース検討の場を持ち、専門職や住民、民生委員・児童委員等多様な関係者が協働で取組めるよう働きかけます。
- ・ 子どもから高齢者、障がい者等に対して、個別支援と家族支援を含めた課題解決を支援します。

② 地域福祉活動を担うリーダー養成及び専門職との連携強化による新たなサービス・活動の開発

- ・ 住民主体の地域福祉活動を展開するためには、地域福祉活動を担うリーダーが必要であり、福祉のまちづくりに関心を持った人材育成、及び専門職との連携強化をはかり、新たなサービス開発・活動を行います。

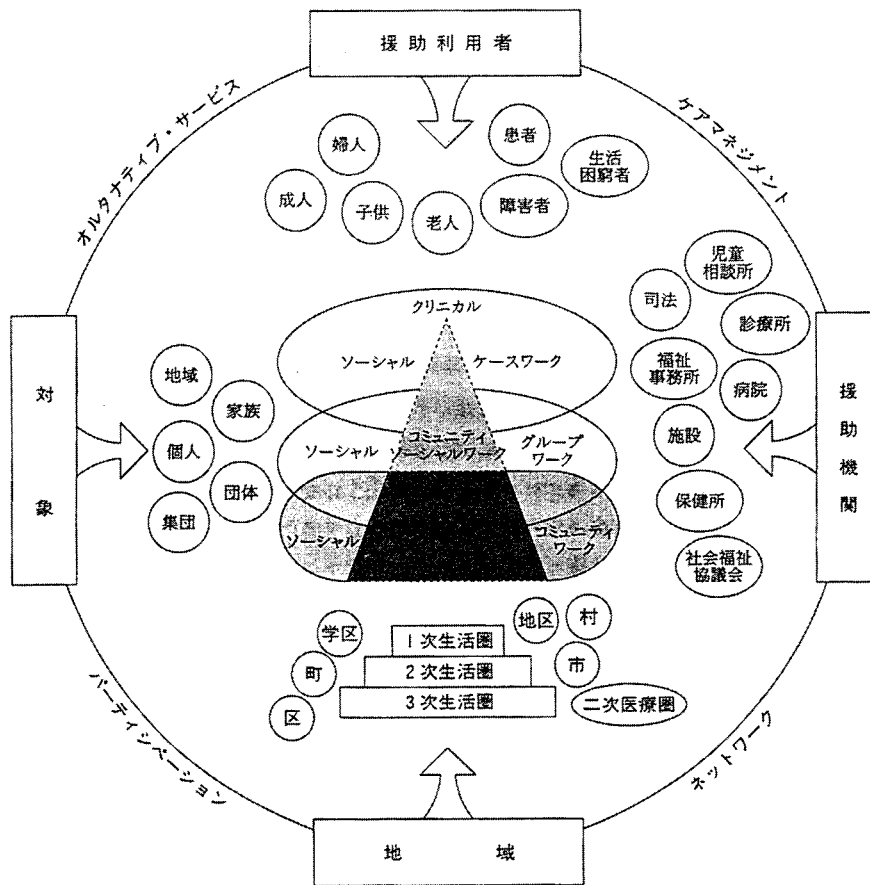
③ 多様な福祉専門分野・領域へのコミュニティソーシャルワーカーの養成拡大と実践展開への支援強化

- ・ 「個別支援」から「地域支援」への展開を意識したコミュニティソーシャルワーカーを養成し、地域における多様な専門職等と連携を図りながら、福祉・生活課題解決に向けた支援活動の実践に取り組めます。
- ・ コミュニティソーシャルワーカーフォローアップ研修の見直しを行い、市町村社協が中心となり、より実践に向けた取組みが行われるよう検討します。

| 数値目標 | H28 (現状) | H31 (中間年度) | H33 (最終年度) |
|----------------------|----------|------------|------------|
| C SW実践者養成研修受講者数 (累計) | 115名 | 150名 | 200名 |

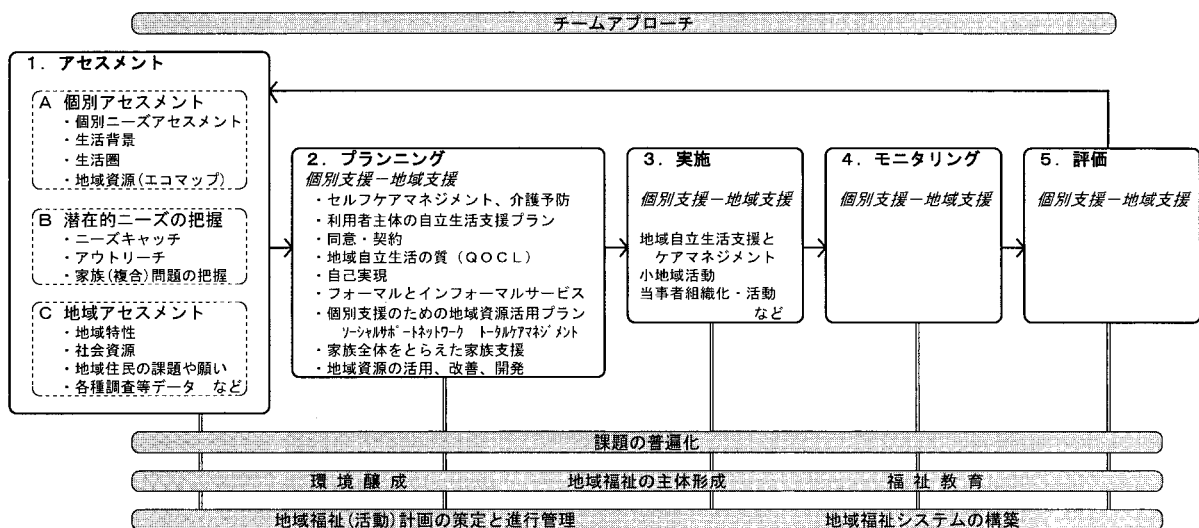
注) コミュニティソーシャルワーカー：地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対して、自立して生活出来るように個別の支援を行うことと、その個人や家族が生活する地域に対して、住民の組織化や啓発等の地域の支援を行うことを、チームアプローチすることによって統合的に取り組む実践者。

図：ソーシャルワークとコミュニティソーシャルワーク



出典：特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所（2005年）「コミュニティソーシャルワークの理論」

図：コミュニティソーシャルワークの基本的な展開プロセス Ver.5



- コミュニティソーシャルワークでは「地域自立生活支援」を目標とする。その質的な確保のためには、個別支援と地域支援の統合化が必要である。
- 基本的な展開過程は、個別支援から地域支援への広がりをもつ展開プロセスとする。(実践的には同時並行で行われている)
- アセスメントでは「個別アセスメント」「潜在的ニーズの把握」「地域アセスメント」の3つの視点から行う。
- この過程には、常に「個人」と「地域」との相互関連性があり、その関係を調整・改善・開発していくことが求められる。
- それぞれの過程では、常に個別の問題を地域の課題として「普遍化」しようとするアプローチが必要とされる。
- また支援の過程では、地域の福祉力を高めていく（環境醸成、地域福祉の主体形成、福祉教育など）アプローチを同時に展開していく。
- このような支援を通して、地域全体の地域福祉システム（具体的には地域福祉計画等）を構築していくことが重要である。
- こうしたコミュニティソーシャルワークを展開していくためには、チームアプローチが不可欠であり、それを展開できる基盤整備が必要である。

出典：特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所（2005年）「コミュニティソーシャルワークの理論」

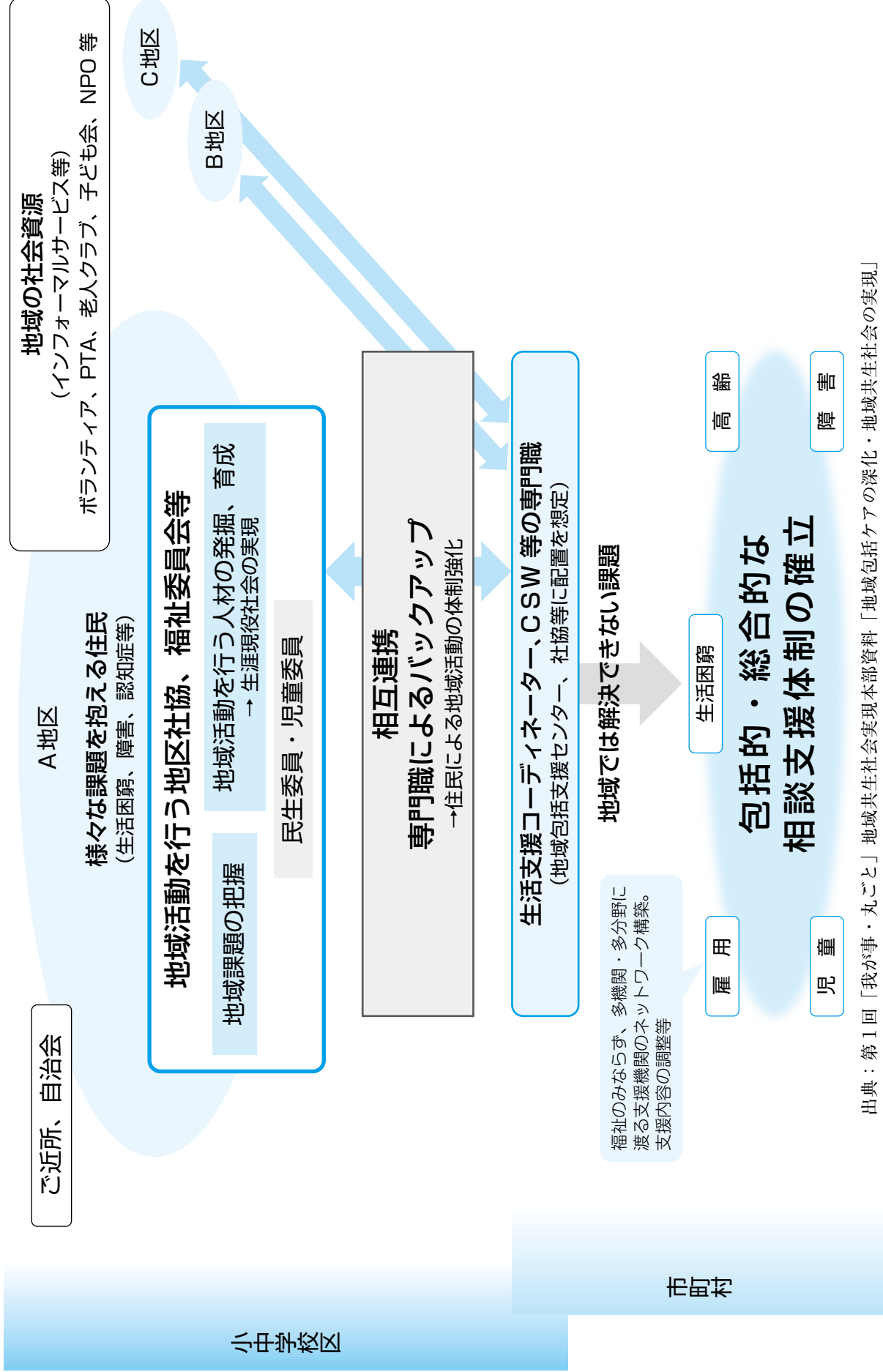
(3) その人らしい生き方を支援する権利擁護の推進

判断能力が不十分な人の権利侵害の予防と自己決定による地域生活が実現できるよう、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用をすすめ、地域における権利擁護を推進します。

(事業項目)

- ① 判断能力が不十分な方への日常生活自立支援事業等を活用した権利擁護の推進
 - ・ 認知症や知的障がい、精神の障がいにより判断能力が不十分な人が、地域で自立した生活を送ることができるよう「日常生活自立支援事業」等の実施により、自己決定を尊重した権利擁護の推進を図るとともに、市民の権利擁護意識の啓発を行います。
- ② 市町村社協やNPO等が実施する法人後見や市民後見人の養成への情報共有の場の設定
 - ・ 市町村社協やNPO等が実施する法人後見や市民後見人の養成について、取組み状況や実施にあたっての課題についての情報共有の場を設定し、権利擁護活動の充実を図ります。
- ③ 保佐、補助類型を中心とした成年後見制度の利用促進のための研究協議
 - ・ 成年後見制度の保佐、補助類型を中心とし、本人の自己決定権が最大限尊重された成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度に取り組む方向性等について実施団体や市町村社協、家庭裁判所、行政等の関係機関との研究協議を行います。

地域における住民主体の課題解決・包括的な相談支援体制のイメージ



出典：第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料「地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現」

推進項目2

住民が地域福祉活動に主体的に参加するための土壌づくり

地域住民の主体的な地域福祉活動への参加なしには地域福祉の推進はないことから、住民の地域活動への参加を促すため、幼いころから福祉等へ触れ合う場を持ち、世代に応じた福祉教育を進め、生きがいを持って地域福祉活動に関われる土壌を作る必要があります。

そのために地域住民と共にボランティア活動や地域福祉活動を推進し、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

現状と課題

少子・高齢化の進展及び人口減少、核家族化により地域住民の関係性が希薄化しており、地域では福祉の担い手が減少しています。地域福祉を進めていくためには地域福祉活動に参加し、地域を支えていく人材が重要となっています。そのためには、福祉教育を基本とした人づくりが必要となっています。

また、様々な組織・団体と連携を図り、いかに効率よく効果的に人材育成を行い、協働していくかを考える必要があります。

今後5年間で協働して目指すべき活動の方向性

地域福祉活動やボランティア活動を地域の実情に応じた活動とするため、地区社協や各種関係団体との連携を図り、ボランティアや地域住民が活動しやすい環境を整え、地域ニーズに合った活動の展開を図ります。

社協ボランティアセンターで養成したボランティアが地域で主体的に活動していくための環境整備を図るとともに、教育・生涯学習関係機関と連携し、ボランティア学習を通して子どもから大人までの幅広い世代への福祉教育の推進を図ります。

また、地域住民同士の繋がりを再構築するため、日頃の様々な地域活動が取組まれるよう推進していきます。

取組項目

(1) 地域住民の地域福祉活動やボランティア活動への参加促進

地域の実情に応じ、地域に密着した地域福祉活動やボランティア活動に参加しやすい環境を整えるとともに、情報の発信や交流の場、研修の場を通して、住民主体の活動展開となるよう支援します。

(事業項目)

① 地区社協における住民主体の福祉・生活課題解決のための支援拡充

- ・ 地区社協が主体的に活動するために、地区懇談会などの開催支援を行うとともに、市町村社協と地区社協の連携強化を図り、具体的な福祉・生活課題に協働で取り組めます。

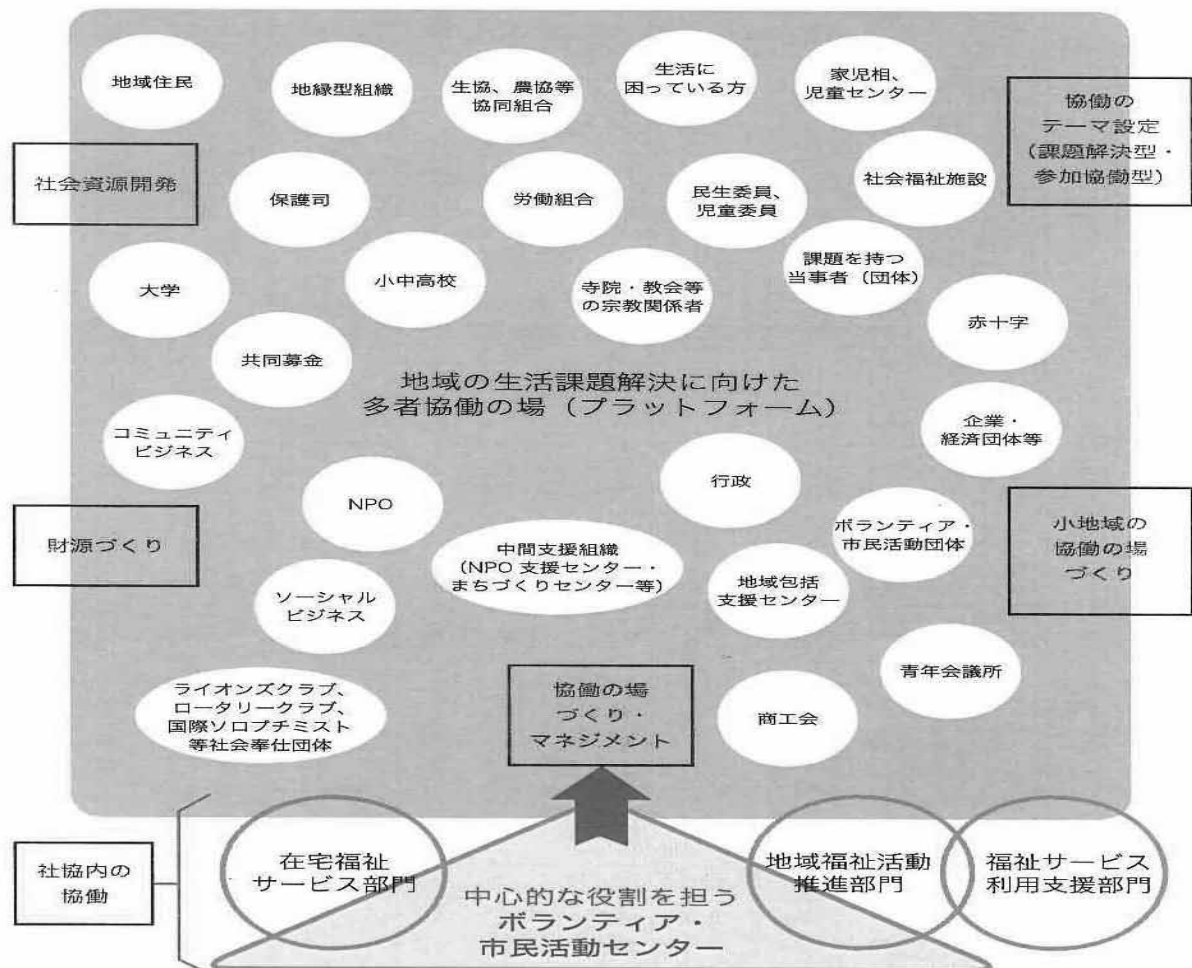
② 様々な組織・団体・民間事業者・企業等との連携による地域福祉活動の展開に向けた情報提供や支援

- ・ 市町村社協が多様な組織・団体・企業等と地域課題に関するプラットフォームを持ち、相互に顔の見える関係づくりや、情報共有しながら協働で取り組む活動展開に向けた支援を行います。

注) プラットフォーム：様々な人々・団体が、それぞれの独自の活動理念に基づく特性を発揮しながらも、協働して地域課題解決にあたることを行う場。

図：多者協働の場（プラットフォーム）づくりをすすめる社協ボランティア・市民活動センター

地縁型のボランティアもテーマ型のボランティア・市民活動も、営利・非営利を問わず、関わることのできる多者協働の場。「福祉のまちづくり」の“当事者”すべてが関係者となることのできる。関係者が一緒になって課題解決のための機能を作っていく。



出典：社会福祉法人全国社会福祉協議会（2015年）

「市区町村社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター強化方策2015」

③ 市町村社協ボランティアセンターへの支援拡充

- ・ 県社協では、全市町村社協にボランティアコーディネーターを配置し、あらゆる人の社会参加を支援するボランティアセンターとしての取組み支援の充実を図ります。
(H29.3.31現在 ボランティアコーディネーター 22名配置)
- ・ 地域の福祉・生活課題に対応し、地域福祉活動の展開を図るためボランティアの養成を行います。

県内ボランティア活動者数（H28.3.31現在）（富山県ボランティアセンターまとめ）

| | |
|------------------|---------|
| 個人ボランティア人数 | 994人 |
| ボランティアが主目的である団体数 | 1,246団体 |
| 人数 | 44,299人 |
| ボランティアが主目的でない団体数 | 490団体 |
| 人数 | 25,753人 |
| 総合計人数 | 71,046人 |

④ 市町村社協ボランティアセンターの地域人材養成・発掘機能強化に向けた支援

- ・ ボランティアセンターとして、将来の人材を見据えた地域福祉の担い手の育成・人材発掘と、地域福祉活動の継続支援を行います。

(2) 子どもから大人までの幅広い世代への福祉教育の推進

子どもから大人までの幅広い世代への福祉教育は、地域福祉を進めるために重要な位置づけとなります。これからも各世代や各機関・団体において福祉教育を基礎に福祉を考える場を持つ必要があります。

また、地域における福祉教育を進めるため、各市町村社協が取組む地域福祉活動計画策定時の地区懇談会等での取組みや、福祉専門職の研修等における福祉教育の取組みが必要となります。

(事業項目)

① 子どもから大人に至るまで、生涯を通じた福祉教育の推進

- ・ 県社協は「福祉教育セミナー」等の開催、市町村社協は様々な学ぶ機会と体験する機会、振り返る場を設けるなど、関係機関と連携し福祉教育の展開を図ります。

② 福祉・生活課題解決のための福祉教育の推進

- ・ 地域の支え合いの関係やつながりを再構築し、地域住民が個別課題を「我が事」として捉え、主体的に地域の福祉・生活課題を解決できるよう支援します。
- ・ 「福祉教育サポーター」の養成を通じて人材育成を行います。

注) 「福祉教育サポーター」：地域福祉活動を展開する際や学校教育等において福祉教育を進める上で、福祉のまちづくりを推進する支援者。

③ 福祉関係者・教育関係者等と協働した福祉教育実践の取組み

- ・ 福祉・生活課題に対して、福祉関係者・教育関係者等と県社協・市町村社協が協働で取組む福祉教育実践活動の展開を目指し、研修会等を行います。

(3) 住民と専門職等との協働による地域福祉活動の推進

地域住民が主体的に地域福祉活動を展開する中で、専門職との連携を図りながら取組まなければいけない福祉・生活課題に対しては、課題解決に向けて共に協議する仕組みを考えます。

また、専門職ゆえに気づくことは多くあり、専門職がいることで住民が安心して地域福祉活動ができるよう地域人材のネットワークを構築し、取組みを推進します。

(事業項目)

① 小地域における助けあい活動の展開を図るためのケアネット活動を軸とした支援

- ・ ケアネット活動を中心にあらゆる地域住民が主体的に活動に参画し、身近な地域の中でお互いに助け合う関係づくりに繋がる活動を支援します。

② 市町村段階における住民主体の地域福祉活動を展開するための専門職との連携充実

- ・ 住民が主体的に地域福祉活動を展開しやすいよう、ケース会議などの協議の場を持つなどの環境づくりを専門職と市町村社協が連携・支援します。

③ 地域の実情や課題に応じた市町村社協活動活性化のための支援の拡充

- ・ 地域の特性や強みを活かし、福祉・生活課題を市町村社協が把握し、地区社協と共に地域課題解決に向けた活動展開が図られるよう支援します。

(4) 高齢者の社会参加と地域福祉活動への支援

高齢者が地域社会の担い手として、「介護・介護予防」「世代間交流・支え合いを通じた地域づくり」などに関わっていくことが期待されており、そのための意識づけと活動促進を行います。

(事業項目)

① 生涯現役社会に向け、高齢者の意欲や能力に応じた地域社会の担い手づくりの推進

- ・ いきいき長寿大学において、退職後の生き方や地域で必要とされている活動等について学習する機会を提供します。
- ・ シニアタレント（高齢指導者）、エイジレス社会リーダー、脳トレリーダー等の養成とその活動を支援します。

② 高齢者によるグループ活動の活性化と地域福祉活動への展開支援

- ・ 元気高齢者サークル、ねんりん健康運動推進クラブ、いきいき友の会V I T Aクラブなどへの支援と地域における社会参加活動の促進を図ります。

| 数値目標 | H28 (現状) | H31 (中間年度) | H33 (最終年度) |
|-----------|----------|------------|------------|
| シニアタレント人数 | 226 | 256 | 276 |
| 脳トレリーダー人数 | 201 | 250 | 280 |
| 脳トレグループ数 | 6 | 9 | 11 |

(5) 寄付文化の醸成と共同募金運動の活性化

地域住民が自発的な寄付を通じて、社会参加や自己実現を達成することができる文化的風土の醸成に努めます。

また、多様化・複雑化しつつ増大する福祉・生活課題解決のため、多様な地域福祉活動を支える共同募金運動の活性化を支援します。

(事業項目)

① 地域における寄付文化の醸成

- ・ 寄付者と地域の課題解決に取り組む団体双方への情報提供や活動支援に努めます。
- ・ 地域の課題解決や支え合い等の活動に対する民間財源の開拓や、寄付が行われやすい仕組みづくり等に関する研究や支援を行います。

② 共同募金運動の活性化に向けた連携・協働

- ・ 寄付金が地域で循環する仕組みになることを目指す共同募金の取組みを支援します。
- ・ 解決すべき課題の存在や助成効果、共同募金を活用して地域福祉を推進していることの一層の周知を図り、活動への理解や寄付への参加を呼びかけます。

推進項目3

災害時に対応できる地域づくりの推進

近年、頻繁に起きる災害に対して、地域福祉の観点からどのように住民を支援していくかが、大きな課題です。災害が起きても地域で支援する力が発揮できる安心した地域づくりが必要になります。

地域住民の主体性を大切にしながら、行政・社協・民間（多様な団体）・企業が連携を取りながら日常的に繋がっていることが災害時に対応できる地域になると考えられます。

現状と課題

災害については、行政が予防や発生時の対応を行いますが、自らのできること、地域でできることを明確にし、関係機関と連携を図りながら支援に取り組む必要があります。

また、災害時に効果的な連携を図るためには、社協活動など日常的な繋がりが重要となります。

更には、災害発生後から生活再建に至るまで、地域住民のニーズ把握を行い、課題にきめ細やかに対応することが重要となります。

今後5年間で協働して目指すべき活動の方向性

行政・社協・住民（多様な団体）・企業が、日頃から関係性を持つことで災害時にも連携が図れることから、市町村レベルでの多様な関係団体・グループ等によるネットワークの構築及び地域住民自らが災害時にどのような行動、支援体制で相互に助け合うのかを考えシミュレーションする機会を持つ必要があります。

災害時、高齢者・障がい者・子ども・外国人等個別の課題や、障害特性に応じた避難誘導をはじめとした支援方法について、当事者とともに考える機会を持ちます。

また、災害時における社協間連携の対応や専門職の連携等による支援のあり方など体制の充実を目指すとともに、災害発生後、生活再建に至るまでの生活支援の取組みにおいてソーシャルワークを展開できるよう支援します。

注) ソーシャルワーク：社会福祉援助技術。人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活を支援し、個人の人権の尊重を前提とした自己実現の促進を目指すこと。

取組項目

(1) 日常的なつながりを基盤とした要援護者への支援体制の充実

災害時、支援関係団体との効果的な連携を図ることができるよう、研修会の開催や日常的な事業・活動においてつながりを持ち、ネットワークづくりを強化します。

また、災害時要援護者への支援体制充実のため、小地域での訓練等が行われるよう支援します。

災害発生後から住民の生活再建に至るまで、地域に必要な支援や協力体制、住民同士の関係づくりなど、主体的に復興していくために必要な社協としての取組みや関わりについて検討します。

(事業項目)

① 日常的なつながりを基盤とした要援護者への災害時支援の充実

- ・ 小地域で取組むケアネット活動や福祉施設と地域との連携などを通じ、日常的なつながりや支援体制が災害時要援護者支援にも活かせるよう、日頃の地域活動から災害時を想定した支援を行います。

② 災害救援ボランティア・コーディネーターならびにリーダーの養成とネットワークづくり

- ・ 災害時に災害ボランティアセンターを運営・支援するコーディネーター及びリーダーの養成を行うとともに、多様な団体・グループにより支援が行えるよう日頃から市町村社協が行う災害時訓練等への支援を行います。

| 数値目標 | H28 (現状) | H31 (中間年度) | H33 (最終年度) |
|----------------------------------|----------|------------|------------|
| 災害救援ボランティアコーディネーター・リーダー養成者数 (累計) | 221名 | 250名 | 300名 |

③ 災害時に対応できる社協間の連携強化

- ・ 災害の規模によって県内外の社協との連携支援が必要となるため、定期的な訓練や研修を通じて、連携強化を図ります。

④ 災害発生後の生活再建に向けた支援への取組み強化

- ・ 災害発生後、地域住民が主体となり生活再建に至るまで、要援護者のニーズに合わせた生活支援を行い、市町村社協がソーシャルワークを展開できるよう研修を通じ支援を行います。

(2) 災害時における福祉施設、専門職団体等との連携・協働支援体制の構築

在宅を中心とした災害時要援護者への支援を行うために、県及び市町村圏域における支援体制をどのように行うのか、行政、福祉施設・専門職団体等による支援のあり方を具体的に検討します。

(事業項目)

① 災害時における福祉施設・福祉専門職の連携と支援体制の検討

- ・ 災害時における福祉施設等への支援について、福祉事業所・専門職団体との連携を図り、施設間連携を含めた事業所や避難所への支援のあり方について具体的に考えます。
- ・ 災害時要援護者の生活再建に向けて、専門職がソーシャルワークを展開し、より効果的な支援を行うために必要な方策について検討します。

② 多様な団体や企業等との連携と支援体制の検討

- ・ 災害時には、多様な団体や特に企業の参画・支援が必要であり、日頃からの関係性を重視した災害時支援体制を確立します。

| 数値目標 | H28 (現状) | H31 (中間年度) | H33 (最終年度) |
|----------------------------|----------|------------|------------|
| 市町村社協管内における災害支援ネットワーク組織の確立 | 2市町村協 | 10市町村協 | 15市町村社協 |

図：災害に想定される被災者ニーズの時系列変化に対応したソーシャルワークの内容・方法

| 期 時 | 災害以前 | 被災直後～1週間 | ～半年 | ～数年 | ～長期 |
|-----------------------|--|---|-------|---|-------------|
| 想定される場面 | 地 域 | 救出・避難 | 避難所生活 | 仮設住宅生活 | 復興住宅生活・自宅再建 |
| 災害ソーシャルワークの内容 | ①防災への関心喚起の啓発活動 ②災害に備えた住民の学習支援 ③住民活動を支援する諸資源の情報提供・斡旋・仲介 ④災害弱者の把握(常時更新) ⑤地域組織づくり | ①要援護者の安否確認・発見 ②発見した要援護者のサービスへの橋渡しとモニタリング ③葬儀の手配 ④必要物資の確保と供給 ⑤安全で衛生的な環境の保持 ⑥被災家屋等の片づけ・後始末(必要な物品の探索) ⑦①～⑥を手伝ってくれるボランティア・NPO等(専門技術を持つ人も含む)の募集・確保・養成・配置・管理等のコーディネート全般 ⑧他支援組織や他専門職との連携、後方支援 ⑨生活・福祉相談窓口の設置と対応 ⑩被災を免れた専門機関・施設情報、専門職情報、また各種制度をはじめとする資源情報の収集や発信 ⑪生活保護や生活福祉資金の紹介・斡旋 | | ①コミュニティ再構築 ②見守り体制の構築 ③サロンづくりやサークルづくり等を通じた孤立や、ひきこもり・廃用症候群の防止 ④様々な社会資源の紹介・情報提供 | |
| 災害ソーシャルワークで用いられる方法・機能 | 啓発・教育/組織化/ネットワーク | アウトリーチ・ニーズキャッチ/アセスメント/プランニング/ネットワーク/チームケア/コーディネート/資源開発/組織化/モニタリング/エンパワメント/アドボカシー/評価 | | アウトリーチ・ニーズキャッチ/アセスメント/プランニング/ネットワーク/チームケア/コーディネート/資源開発/組織化/モニタリング/エンパワメント/アドボカシー/評価 | |
| 各段階における災害ソーシャルワークの特徴 | 予防的視点 | 緊急対応 救命/生命維持 外部からの応援(ソーシャルワーク版「D-MAT」) | | 生活再建 自立支援 自己実現 尊重重視 ニーズ拡散・多様化へのきめ細かな対応 | |

出典：上野谷加代子監修、社団法人日本社会福祉士養成校協会編集(2013年)
「災害ソーシャルワーク入門 被災地の実践知から学ぶ」

推進項目4

地域ニーズへの対応力向上と効果的・効率的なサービス提供に向けた経営支援

社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人は地域福祉推進の重要な拠点として、福祉ニーズに対応する機能をより一層発揮することが求められています。

質の高い福祉サービスを効果的・効率的に提供できる体制等を整備するためには、各法人が自主的に行っている法人経営上の取組みに対し、必要な事項等について助言、指導を行います。

現状と課題

社会福祉法人制度の見直しに対応するためには、社協と社会福祉法人が地域福祉課題について共通理解を図り、その課題の解決に向けた協働活動が求められます。

また、地域の中で限られた福祉人材を活用し、より質の高い福祉サービスを効果的・効率的に提供するためには、福祉・介護機器の導入・活用に積極的に取組むことも必要です。

今後5年間で協働して目指すべき活動の方向性

市町村社協と社会福祉法人による連携・協働関係の構築を支援し、「社会福祉法人連絡会」を設立発展させるなど、社会福祉法人が引き続き社会福祉の主たる担い手として社会からこれまで以上に期待される力を発揮することを目指します。

また、福祉施設・事業所間におけるICT等を活用した効率的な情報連携や、ロボット技術等を活用した効果的な福祉サービスの提供を支援していきます。

注) ICT：情報通信技術。利用者情報の一元管理やPC、モバイル情報端末等の活用により、業務の効率化と多職種間の情報連携を図るもの。

取組項目

(1) 社会福祉法人の地域における公益的な取組と法人間の連携・協働

社協の役割であるネットワーク機能を発揮し、地域の社会福祉法人・福祉施設による地域連携を支援していくことが必要です。

また、社会福祉法人の機能や専門性を活かし、地域福祉課題解決に向けた協働活動の取組みを推進します。

(事業項目)

① 社会福祉法人による地域連携の推進

- 「地域における公益的な取組を実施する責務」が社会福祉法に規定されすべての社会福祉法人が対象となったことから、県社協は市町村社協ならびに社会福祉法人への情

報提供を行いながら、「社会福祉法人連絡会（地域協議会）」等の設置やネットワークづくりを支援するとともに、県域の福祉・生活課題解決に向けた取組みを進めます。

② 社会福祉法人の地域公益事業への取組み支援と情報提供及び法人間の連携の推進

- ・ 社会福祉法人が行う地域公益事業への取組み事例の情報提供、各市町村の社会福祉法人連絡会において連携を図りながら、社会福祉法人が持つ機能や専門性を活用した地域福祉課題解決への取組みを支援します。

(2) 福祉施設・事業所の経営マネジメント力向上への支援

複雑かつ多様化している福祉・介護サービスに対するニーズや関連制度の新たな動向に対応し、社会福祉法人経営者が福祉サービス提供者として主体的に学び、サービスの質の健全な向上を図るための支援を行っていきます。

(事業項目)

① 社会福祉法人等への情報提供とサービスの質の向上に必要な自己啓発や主体的な学びの機会としての研修会やセミナーの開催

- ・ 富山県社会福祉法人経営者協議会との連携により、社会福祉法人等の現状と課題やニーズの把握に努め、研修会・セミナーの企画や情報提供を行います。

② 社会福祉法人経営者に対する経営マネジメント力向上のための経営相 指導等の実施

- ・ 福祉施設経営指導事業を実施することで、社会福祉法人に対し社会福祉施設経営等に関する必要な相談・指導等を行い、経営の質的向上を支援します。

(3) 福祉・介護機器（ロボット・ICT等含む）の導入・活用支援

誰もが住み慣れた地域で質の高い福祉サービスを受けながら安心して生活していくために、福祉施設・事業所間におけるICTを活用した効率的な情報連携や、ロボット技術等を活用した効果的な福祉サービスの提供を支援していきます。

(事業項目)

① ICTやロボット技術等を活用した先進的な事例の収集と情報提供

- ・ 福祉施設・事業所が、質の高い福祉サービスを効果的・効率的に提供することを支援するため、ICTやロボット等を含む福祉・介護機器の先進的な導入・活用事例について情報提供を行います。

推進項目5

福祉人材の確保・定着、育成

福祉・介護ニーズに対応する福祉人材について、質・量の両面での確保・定着、さらには育成が重要となっています。また、福祉施設や専門職団体・養成施設などと連携・協働のうえ、福祉人材の育成に効果的な研修事業を実施するほか、キャリアパスの構築、福祉・介護機器の活用による福祉職場の活性化や働きがいのある福祉職場づくりなど、その魅力を広く発信するための取組みなども行います。

現状と課題

めまぐるしく変わる福祉施策の動向を注視しながら、多様化する福祉課題に対応するほか、より質の高い福祉サービスを提供していくためには、これまで以上に福祉人材の確保・定着とその育成に取り組むことが求められています。

本来、福祉・介護の仕事は、やりがいや人の役に立てるなどたくさんの魅力があり、人間的にも大変成長できる機会となるが、現状ではそのことが十分伝わっておらず、今後、福祉施設・事業所自らがその魅力を発信していくほか、専門研修や福祉・介護機器の活用を通じた人材育成や福祉職場の活性化が図られるよう支援することが必要となっています。

今後5年間で協働して目指すべき活動の方向性

福祉職場のイメージを高め、その魅力発信に努めるとともに、研修の実施や資格取得などを通じて福祉職員のキャリアパスの構築を支援します。

また、県内へのUターン希望者や中高年齢者、外国人労働者の福祉就労に向けての課題検討など、新たな分野での福祉人材の掘り起こしに努めるとともに、福祉・介護機器を効果的に活用し、職場の活性化を一層促進するなど、福祉人材の確保・定着に向けた取組みを支援します。

さらに、保育現場における人材の質の確保のため、合同での採用試験の実施などについても検討します。

取組項目

(1) 福祉職場の魅力の発信と、新たな分野での福祉人材の掘り起こし

福祉人材の確保・定着のため、福祉施設・事業所自らはもちろんのこと、メディアなどの活用による魅力発信と、地域での就労体験などを通じて若年時からの福祉職場への関心を醸成するとともに、各種貸付や潜在資格者登録による福祉人材の掘り起こしを行います。

また、中高年齢者や県内へのUターン希望者などに就労支援対象を広げ、外国人労働者など新たな分野での福祉人材の確保・掘り起こしを推進します。

(事業項目)

① マスメディア等を活用した福祉職場のイメージアップと、福祉の魅力発信の支援

- ・ テレビコマーシャルや新聞など、マスメディアの活用拡充による、福祉職場の魅力発信します。
- ・ 研修会の実施や情報提供等、福祉施設・事業所自らによる広報の支援を行います。
- ・ 若い世代に向けて、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等の新たな広報手段の活用を検討します。

注) SNS：個人のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネット上のサービス（ツイッター、フェイスブック、ラインなど）。

② 県内全域での、子どもから大人までの段階に応じた福祉職場での就労体験機会拡大

- ・ 市町村段階でのモデル事業実施による、福祉職場魅力体験数を拡大します。

| 数値目標 | H28（現状） | H31（中間年度） | H33（最終年度） |
|----------------------|---------|-----------|-----------|
| 若年対象福祉職場 就労体験市町村数 | 2市町村 | 5市町村 | 7市町村 |

③ 潜在資格者の届出や就職にかかる貸付制度などを通じての福祉人材の掘り起こしと就労支援

- ・ 再就職準備金等の貸与制度の周知や離職介護職員等の届出（保育士、介護福祉士等）を推進します。

| 数値目標 | H28（現状） | H31（中間年度） | H33（最終年度） |
|-----------------------|---------|-----------|-----------|
| 離職介護職員等の届出 対応のべ施設数 | — | 100施設 | 300施設 |

④ 中高年齢者の積極的活用や県内へのUターン希望者などへの福祉人材の掘り起こし

- ・ ハローワークや専門職団体、経営者団体等との連携により、Uターン希望者の福祉職場への就労を支援します。

| 数値目標 | H28（現状） | H31（中間年度） | H33（最終年度） |
|-------------------|---------|-----------|-----------|
| Uターン人材福祉職場 採用数 | 1人 | 10人 | 15人 |

⑤ 外国人労働者の福祉職場への就労に伴う課題の検討

- ・ 経済連携協定（EPA）の枠組み以外にも、入国管理法の改正により、当県においても近い将来、国籍を問わず介護福祉士の資格を有する有能な外国人労働者の雇用が検討されるものと考えられるため、文化習慣の違いの克服や生活環境の変化への対応など、外国人労働者が福祉職場で就労する場合の課題について、関係機関とともに検討します。

（2）研修実施や資格取得の促進を通じたキャリアパスの構築

福祉職員が自ら将来に向けてキャリアパスを描けるよう、また、福祉の専門性の向上を図られるよう、階層別研修やニーズ対応型の体系別研修を実施し、支援します。

さらに、修学のための資金貸与を行い、福祉専門資格の取得を促進し、福祉人材の養成を図ります。

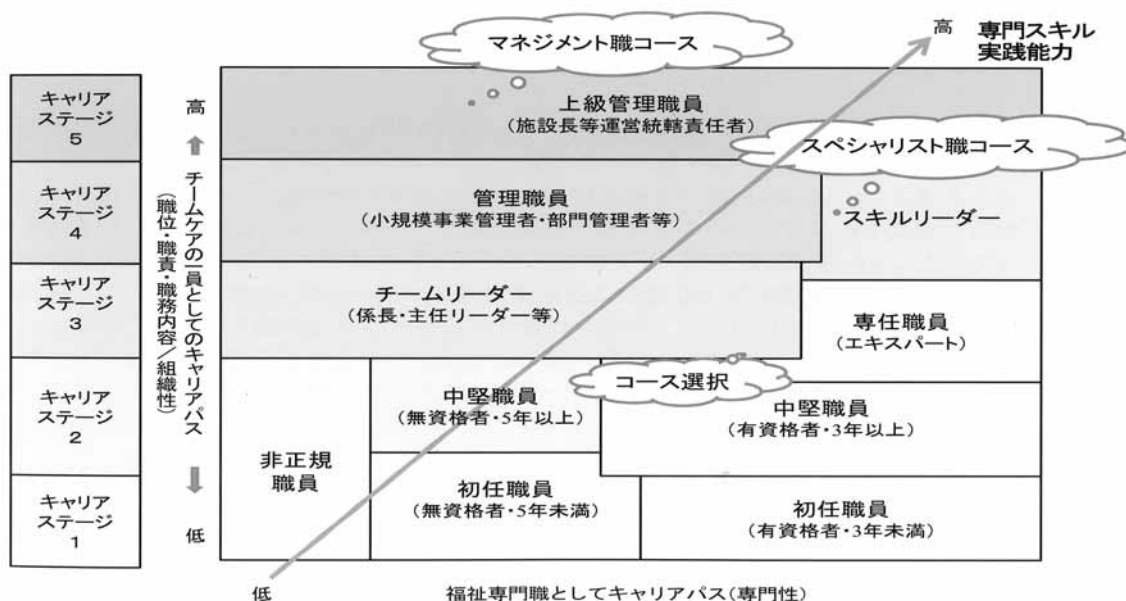
（事業項目）

① 福祉施設との協働による福祉職員の階層に応じたキャリアパス構築の推進

- ・ 階層ごとに福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程などを実施し、福祉職員のキャリアパスに応じた資質向上を段階的・体系的に図ります。また、研修の中で、福祉施設の有益な実践例を受講者間で共有できるようにします。
- ・ 福祉職能団体などの協力を得て、同研修の県内講師の養成・確保に取り組むとともに、講師連絡会を開催し、講師の専門性を生かした効果的な研修カリキュラムの構築に向けて協議します。

| 数値目標 | H28（現状） | H31（中間年度） | H33（最終年度） |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|
| 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程に係る県内講師の養成数 | 2人 | 8人 | 12人 |

図：福祉職員のキャリアパス（モデル）



(宮崎民雄作成)

出典：社会福祉法人全国社会福祉協議会 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程テキスト編集委員会 (2013年) 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程テキスト管理職員編」

② 専門研修等による福祉職員の質の向上と多職種連携による課題解決力の向上

- ・ 福祉カレッジ学長特別講座やソーシャルワーク研修、ケアワーク研修などの専門研修を実施し、対人援助技術など福祉職員の専門性を高めることを支援します。
- ・ 地域の福祉課題をふまえて、分野横断的な多職種の連携による解決手法を学ぶ機会を提供します。

③ 資格取得のための修学資金貸与を通じた支援

- ・ 福祉・介護分野への修学を検討している学生や、実務者研修を受講する者への資格取得支援のため、「介護福祉士等修学資金」の制度をさらに広く周知します。
- ・ 保育士資格取得を支援するため、保育補助者雇い上げに関する事業所への資金貸与の利用推進を図るとともに、保育分野への就職を目指す学生への修学資金の貸与を検討します。

| 数値目標 | H28 (現状) | H31 (中間年度) | H33 (最終年度) |
|------------------|----------|------------|------------|
| 介護福祉士等修学資金新規貸与人数 | 24人 | 35人 | 45人 |

(3) 福祉・介護機器活用による職場の活性化とスキルアップ

福祉・介護職員の身体的負担を軽減し、利用者の安全確保及び自立支援の促進を図るため、福祉・介護機器を活用した介護技術研修を実施し、職員のスキルアップと指導者の育成を図ります。

また、新たな福祉・介護機器の導入・活用支援を通じて、福祉職場の活性化を図ります。

(事業項目)

① 福祉・介護機器の導入・活用状況の把握と課題の検証

- 福祉施設・事業所における福祉・介護機器の導入及び活用状況について情報収集するとともに、課題やニーズを検証し、より効果的な普及・啓発を図ります。

② 福祉・介護機器を活用した介護技術研修の実施と指導者の育成支援の充実

- 福祉・介護機器を活用した介護技術研修の実施により、対象者の特性や能力に適した機器の選定を支援し、介助場面に応じた介護技術の普及・定着を推進します。
- 腰痛予防指導者育成研修等の開催により、福祉施設・事業所における指導者の育成を支援するとともに、指導者へのフォローアップ体制を充実し、職場全体の活性化を支援します。

| 数値目標 | H28 (現状) | H31 (中間年度) | H33 (最終年度) |
|--------------------|----------|------------|------------|
| 腰痛予防指導者育成研修のべ受講施設数 | 35施設 | 44施設 | 50施設 |

③ 介護ロボット等を含む、新たな福祉・介護機器の導入及び活用支援

- 新たな福祉・介護機器の導入にかかる先進的事例の紹介や活用研修等の開催を通して、職場の活性化を支援します

推進項目6

利用者本位による福祉サービスの選択と福祉サービスの質の向上

家族形態・地域社会の変容に伴い福祉ニーズが多様化・複雑化する中、福祉サービス事業者には、「利用者本位」を基本とした質の高い福祉サービスの提供が求められています。

そのため、利用者の権利擁護を重視しながら、事業者における自己評価・外部評価の実施や利用者・家族への適切な対応、地域の社会資源を活かしたサービス提供等とあわせて、広く住民等への情報公表を行う必要があります。

現状と課題

「利用者本位」のサービス提供のために各事業所では様々な取組みがなされていますが、自己評価や外部評価への取組みは十分とは言えず、利用者がサービスを選択するにあたり、公表される評価結果等の情報が十分に活用されることが望まれます。さらには多様な事業者が参入する中、利用者等の様々な意見や苦情への対応体制も必ずしも適切に整っているとは言えない状況にあり、利用者の立場に立った福祉サービスを提供するための体制整備が求められています。

また、権利擁護の視点から利用者に積極的な支援を行うには、本人を地域から切り離すことなく、地域全体で支えていくことが重要です。

今後5年間で協働して目指すべき活動の方向性

利用者本位の福祉サービス提供のため、事業者自らのサービス内容等の点検や「第三者評価事業」等の外部評価への取組みを促進するとともに、広く住民が福祉サービスの状況を確認できる環境の整備を進めます。さらに、利用者のサービス選択に資するため、公表される情報が有効に活用されるようサービス提供に関わる専門従事者等に周知していきます。

また、利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、苦情解決体制の充実や職員の資質向上を目指した研修会等の開催など、これまで以上に良質で信頼できるサービス提供体制の整備を図ります。

取組項目

(1) 自己決定を支える権利擁護の推進

利用者の権利擁護を基本とした福祉サービス提供を行う観点から、本人の自己決定を尊重した視点が持てるよう研修会等を通じて事業者への支援を行います。

(事業項目)**① 事業者及び従事者に対し利用者への権利擁護意識向上に向けた取組みの推進**

- ・ 利用者の強みや意思決定を常に基本においたサービス提供がされるようセミナーや事例検討会等の研修会の機会を通し、支援を行います。

(2) 福祉サービスの見える化と質の向上

事業者自身が福祉サービスの質の向上を目指すための自己評価や外部評価に取組みやすい体制づくりを進め、利用者（家族を含む）が福祉サービスを選択しやすい環境を整えます。また、利用者の福祉サービスへの意見・苦情等に対しては、さらにサービスの向上が図られるよう事業者への支援を行います。

(事業項目)**① 福祉サービスに関する情報公開と利用者のサービス選択への支援拡充**

- ・ 「福祉サービス第三者評価事業」の評価結果の公表を通して、事業者のサービスの質の向上への取組みの促進と利用者のサービスの選択を支援します。

② 福祉サービス提供者による自己評価や外部評価の取組みの推進

- ・ 福祉サービス第三者評価の評価機関として受審評価体制を整備し、質の高い評価を行うとともに、評価システムの普及促進を県福祉サービス第三者評価推進機構等へ働きかけます。

③ 利用者の意見・苦情等に対する適切な対応のための体制整備

- ・ 公正・中立な立場での判断と、利用者の特性に配慮した適切な対応のため、特に第三者委員の設置が進んでいない医療法人、株式会社、有限会社、NPO法人等に対し、巡回訪問や広報等を通じ、設置へ向けた働きかけを行います。
- ・ 苦情解決のための研修会開催等を通じ、福祉サービス事業者の質の向上が図られるよう支援をします。

第三者委員設置率（H29.1.1現在）（アンケート回答率73.7%）

| 区分 | 対象法人数 | 回答法人数 | 設置法人数 | % |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 社会福祉法人 | 196 | 187 | 182 | 97.3 |
| 行政 | 14 | 14 | 14 | 100.0 |
| 医療法人社団 | 53 | 30 | 8 | 26.7 |
| 株式会社、有限会社 | 268 | 175 | 63 | 36.0 |
| NPO法人 | 97 | 59 | 26 | 44.1 |
| その他 | 64 | 45 | 21 | 46.7 |
| 合計 | 692 | 510 | 314 | 61.6 |

推進項目7

地域福祉推進のための組織基盤の強化

県社協は地域福祉推進を目的とする公益かつ広域的な組織であり、社会福祉関係者や住民等と連携を図りながら県内の福祉・生活課題に対応します。

多種多様な事業を効果的に展開していくために、組織体制の見直し、民間財源の適切な活用や、自主財源の確保、調査研究や情報発信機能の強化、人材育成など、組織基盤の強化を図ります。

現状と課題

近年、様々な福祉・生活課題が顕在化し複雑多様化する中、これらに対する迅速で適切な対応が求められています。そのためには社会福祉法の改正に対応した高い公益性、コンプライアンスに基づく適正な法人運営が必要となっています。

なお、補助金等の公費財源は年々減少傾向であり、継続的に地域福祉を推進するための効果的な事業を実施していくためには、自主財源をはじめとした安定した財源の確保や民間財源の適切な活用と併せ、会員組織の拡大を図る必要があります。

今後5年間で協働して目指すべき活動の方向性

継続的かつ効果的に地域福祉を推進していくために、安定的な組織運営を可能とする多様な財源確保と組織構成の見直しを図り、求められる専門性を発揮できる人材を育成します。

また、福祉・生活課題の情報収集・調査研究を行い、発見された新たな福祉・生活課題に対し、福祉関係者や当事者などの参画のもと、解決に向けた政策提言を積極的に行います。

取組項目

(1) 経営・財政基盤の強化

社会福祉法の改正に伴い、組織のガバナンス強化や、透明性の確保を図り、効果的で効率的な事業が展開できるよう、経営基盤の強化に努めます。

また、会員・会費制度の見直しを行い、未加入施設や賛助団体等に対し加入促進を積極的に働きかけることで、会員組織の拡大を図るとともに、自主財源の確保等による安定した財政基盤の強化を図ります。

(事業項目)**① 理事会・評議員会の活性化によるガバナンスの強化と透明性の確保**

- ・ 各種関係法・制度の改正等、理事・評議員に対して積極的に情報提供を行い、多様な意見を反映した組織運営を図ります。

② 会員・会費制度の見直しと加入促進

- ・ 現状の会員制度の基準を見直すとともに、会員のニーズや意見を集約し本会事業へ効果的に反映させる方法を検討し、新規会員の拡大に取り組みます。

③ 多様な民間財源・基金の活用と自主財源の確保

- ・ 補助金等の公費財源のみではなく、共同募金配分金や民間助成金・基金等を有効に活用し効果的な事業展開を行います。
- ・ 対価性のある研修会等、本会の役割を踏まえた自主事業を積極的に行い、自主財源の確保に努めます。

(2) 情報収集と発信機能の強化

県社協が持つ広域的なネットワークを生かして県内の福祉・生活を収集・整理します。また、調査研究により表出、分析された課題への解決に向け、国や県等に対し制度・施策の改善等について提言活動を強化します。

さらに、制度施策の最新の動向など、有益な情報を積極的に発信していきます。

(事業項目)**① 新たな福祉・生活課題に対応するためのニーズ調査や調査研究活動の強化**

- ・ 社会福祉団体等と情報交換を密に行い、県内の福祉・生活課題の把握、分析に努めるとともに、課題解決に向けた事業企画等を行います。

② 福祉・生活課題の解決に向けた提言活動の推進

- ・ 社会福祉大会をはじめ、様々な場面を通じて課題への理解啓発を図り、積極的な提言活動を行います。
- ・ 福祉関係団体等と共有すべき課題や解決に向けた取組みについて情報発信します。

③ ウェブサイトや広報誌等の効果的な活用による情報発信機能の強化

- ・ ウェブサイトや広報誌「福祉とやま」の内容を定期的に見直し、有益な情報提供を行います。また、SNS（ソーシャルネットワークサービス）など新しい発信媒体の活用も検討し、効果的な情報発信に努めます。

(3) 組織体制の強化

多様な福祉・生活課題に迅速に対応できる幅広い視野と高い専門性を備えた職員の養成に努めます。

地域福祉を推進する広域組織として求められる役割を適切に発揮するため、組織の見直しを適宜行い、福祉分野に限らず、県内外の多様な団体と連携協働を図りながら、信頼される組織づくりを目指します。

(事業項目)

① 事務局体制の強化と職員の専門性や資質向上に向けた取組みの推進

- ・ 制度の多様化や事業展開等を踏まえ、必要に応じて事務局体制の見直しを図ります。
- ・ 職員の経験年数等に応じた体系的な研修に基づき、職員の専門性・資質の向上を目指します。

② 組織全体として課題に対応するための企画立案機能の強化

- ・ 分野横断的な福祉課題解決のために課を超えたプロジェクトチーム等設置により、解決に向けた企画立案・事業展開を行います。

③ 危機管理体制の充実

- ・ 大規模災害発生等に備え富山県社協の事業継続計画（BCP）の策定など、危機管理体制の充実に努めます。

參考資料



富山県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 人口減少と少子高齢化、核家族化の進行に加え、急激な経済情勢の変化や雇用形態の多様化等社会構造が変化しており、地域福祉の中核的役割を担う社会福祉協議会が果たすべき役割や活動も見直していく必要がある。このため、本会並びに地域福祉を取り巻く状況を踏まえて、今後の方向性や役割を明らかにする新たな活動推進計画を策定するため、富山県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、20名以内で構成し、富山県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年とする。

(委員長の職務)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。
- 2 委員長は委員が互選し、副委員長は委員長が指名する。
 - 3 委員長は委員会を総括し、その結果を会長に報告する。
 - 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し、議長を務める。
- 2 委員長は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(部 会)

- 第6条 委員会は必要に応じて、委員会に属する諸課題について専門的な審議をするため、部会を設置することができる。
- 2 部会には、部会長及び副部会長をおき、いずれも委員長が指名する。
 - 3 部会長は、部会を総括し、その結果を委員長に報告する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、富山県社会福祉協議会事務局において処理する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、会長と委員長が協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月26日から施行する。

富山県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会・部会委員名簿

第4次活動推進計画策定委員会名簿

(敬称略)

(役職名は委嘱時の役職)

| 分野・区分 | 役職名 | 氏 名 | 備 考 |
|-----------------------|-------|-----------|-------------------------------|
| 策定委員会委員長 | | | |
| 富山福祉短期大学 | 教 授 | 鷹 西 恒 | |
| 策定委員会副委員長 | | | |
| (福) 高岡市社会福祉協議会 | 事務局長 | 川 端 義 明 | |
| 市町村社会福祉協議会 | | | |
| (福) 上市町社会福祉協議会 | 事務局長 | 西 野 洋 | |
| 福祉施設関係団体 | | | |
| 富山県社会福祉法人経営者協議会 | 副 会 長 | 澤 田 和 秀 | (福) 秀愛会理事長 |
| 富山県老人福祉施設協議会 | 会 長 | 大 島 茂 義 | 越野荘施設長 |
| 富山県デイサービスセンター協議会 | 副 会 長 | 架 田 豊 昭 | やなぜ苑施設長 |
| 富山県ホームヘルパー協議会 | 会 長 | 武 隈 敬 子 | しらいわ苑こもれび職員 |
| 富山県知的障害者福祉協会 | 会 長 | 谷 井 晃 | 野積園園長 |
| (公社) 富山県精神保健福祉協会 | 理 事 | 福 井 淳 夫 | 富山県精神保健福祉士協会会長 福井病院事務長 |
| 富山県保育連絡協議会 | 副 会 長 | 中 西 千 賀 子 | (福) ちいさな花の福社会理事長 |
| 福祉関係機関・関係者 | | | |
| 富山県ボランティアセンター運営委員会 | 委 員 長 | 中 西 彰 | 富山県生涯学習団体協議会会長 富山県公民館連合会会長 |
| 富山県民生委員児童委員協議会 | 副 会 長 | 山 村 敏 博 | 富山市民生委員児童委員協議会会長 |
| 富山ケアネットワーク | 会 員 | 西 村 和 美 | (特)このゆびと～まれ副代表 |
| 富山県地域包括・在宅介護支援センター協議会 | 副 会 長 | 松 浦 佳 紀 | エスポワールこすぎ施設長 |
| (一社) 富山県社会福祉士会 | 会 長 | 柴 田 稔 | ひとみ成年後見事務所代表 |
| (一社) 富山県介護福祉士会 | 副 会 長 | 舟 田 伸 司 | (公社) 日本介護福祉士会常任理事 |
| (一社) 富山県身体障害者福祉協会 | 会 長 | 高 田 洋 信 | 富山県身体障害者団体協議会会長 |
| 富山県自治会連合会 | 会 長 | 杉 江 幸 男 | 富山県共同募金会副会長 高岡市共同募金委員会会長 |
| 人材養成機関・人材関係機関 | | | |
| 富山公共職業安定所 | 所 長 | 太 田 勝 久 | |
| 行政関係者 | | | |
| 県厚生部厚生企画課 | 課 長 | 石 浦 登 | |

福祉のまちづくり部会 部会委員名簿

| 部会役職 | 氏名 | 分野・区分 | 役職名 | 備考 |
|------|--------|------------------|-------|---|
| 部会長 | 川端 義明 | (福)高岡市社会福祉協議会 | 事務局長 | |
| 副部会長 | 柴田 稔 | (一社)富山県社会福祉士会 | 会長 | ひとみ成年後見事務所代表 |
| 委員 | 岡本 久子 | (特)とやま地域福祉ネットワーク | 代表理事 | (特)くるみ理事長 |
| 委員 | 信濃 光子 | 立山町ボランティア連絡協議会 | 会長 | |
| 委員 | 西村 和美 | 富山ケアネットワーク | 会員 | (特)このゆびと～まれ副代表 |
| 委員 | 堀井 隆子 | 認知症の人と家族の会富山県支部 | 代表 | |
| 委員 | 水上 正宏 | 富山県老人福祉施設協議会 | 副会長 | にながわ光風苑施設長 |
| 委員 | 宮部 真弥子 | 富山県精神保健福祉士協会 | 運営委員 | (公社)日本精神保健福祉士協会副会長 和敬会生活支援センター長 |
| 委員 | 茂古沼 江里 | (一社)富山県介護支援専門員協会 | 常任理事 | 福岡町地域包括支援センター管理者 主任介護支援専門員、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士 |
| 委員 | 森脇 俊二 | (福)氷見市社会福祉協議会 | 事務局次長 | |
| 委員 | 山村 敏博 | 富山県民生委員児童委員協議会 | 副会長 | 富山市民生委員児童委員協議会会長 |
| 委員 | 吉澤 実 | 高岡市福祉保健部 | 次長 | 社会福祉課長 防災士 |

※五十音順

福祉を担うひとづくり部会 部会委員名簿

| 部会役職 | 氏 名 | 分野・区分 | 役職名 | 備 考 |
|-------|---------|-----------------------|-------|--------------------------------------|
| 部 会 長 | 西 野 洋 | (福)上市町社会福祉協議会 | 事務局長 | |
| 副部会長 | 澤 田 和 秀 | 富山県社会福祉法人経営者協議会 | 副 会 長 | (福)秀愛会理事長 |
| 委 員 | 石 田 修 一 | (一社)富山県介護福祉士会 | 副 会 長 | 富山県認知症グループホーム連絡協議会長 (特)ヒューマックス理事長 |
| 委 員 | 岩 井 広 行 | 富山県老人福祉施設協議会 | 理 事 | ささづ苑施設長 |
| 委 員 | 大 崎 雅 子 | 富山県デイサービスセンター協議会 | 副 会 長 | あんどの里施設長 |
| 委 員 | 大上戸 悦 子 | (公社)富山県看護協会 | 専務理事 | |
| 委 員 | 中 西 千賀子 | 富山県保育連絡協議会 | 副 会 長 | (福)ちいさな花の福祉会理事長 |
| 委 員 | 平 井 誠 一 | (特)自立生活支援センター富山 | 代 表 | |
| 委 員 | 東 真 盛 | (福)めひの野園うさか寮 | 施 設 長 | |
| 委 員 | 細 川 瑞 子 | (一社)富山県手をつなぐ育成会 | 理 事 | |
| 委 員 | 松 浦 佳 紀 | 富山県地域包括・在宅介護支援センター協議会 | 副 会 長 | エスポワールこすぎ施設長 |

※五十音順

計画の策定経過について

○活動推進計画策定委員会の開催状況

県内福祉関係機関・団体（者）から選出した20名の委員で構成する「活動推進計画策定委員会」を設置。

| 開催年月日 | 区分 | 内容 |
|-------------|-----|---|
| 平成28年 7月19日 | 第1回 | ・ 委員長の互選、副委員長の指名 ・ 計画策定のスケジュール、部会設置 ・ これまでの取り組み状況、現状と課題 |
| 平成29年 2月 8日 | 第2回 | ・ 計画骨子案の審議、取りまとめ |
| 平成29年 3月 6日 | 第3回 | ・ 計画案の審議、取りまとめ |

○部会の開催状況

策定委員会に属する諸課題について専門的な審議を行うため、策定委員会委員及び部会のみを委員を含めた2部会を設置。

福祉のまちづくり部会

| 開催年月日 | 区分 | 内容 |
|-------------|-----|--|
| 平成28年10月 7日 | 第1回 | ・ 計画の改訂について ・ これまでの取組み状況、現状と課題 ・ 部会における検討テーマについて |
| 平成28年11月25日 | 第2回 | ・ 計画の構成(案)について ・ 活動計画(案)について |

福祉を担うひとづくり部会

| 開催年月日 | 区分 | 内容 |
|-------------|-----|--|
| 平成28年 9月23日 | 第1回 | ・ 計画の改訂について ・ これまでの取組み状況、現状と課題 ・ 部会における検討テーマについて |
| 平成28年11月21日 | 第2回 | ・ 計画の構成(案)について ・ 活動計画(案)について |

○県社協理事会等の開催状況

| 開催年月日 | 区 分 | 内 容 |
|-------------|-----------------|---------------------------------|
| 平成28年 5月26日 | 理事会、評議員会 | ・計画の改定について ・これまでの取組み状況、現状と課題 |
| 平成28年12月22日 | 理事会、評議員会 | ・計画の策定状況について |
| 平成29年 2月28日 | 市町村社協 事務局長会議 | ・計画骨子(案)の説明 |
| 平成29年 3月23日 | 理事会、評議員会 | ・計画案の議決 |

○プロジェクトチーム打合せ会の開催状況

各所課から選出したメンバーによりプロジェクトチームを編成し、基本理念、基本目標、活動計画等、各課横断的な内容・事項について協議。

| 開催年月日 | 区 分 | 内 容 |
|-------------|------|--|
| 平成28年 3月 8日 | 第1回 | ・計画策定手順と方法、第3次活動推進計画の総合評価様式確認、スケジュールについて |
| 平成28年 5月24日 | 第2回 | ・策定体制、スケジュール、第3次活動推進計画の総合評価について |
| 平成28年 6月 8日 | 第3回 | ・第3次活動推進計画の総合評価、部会の設置について |
| 平成28年 6月16日 | 第4回 | ・第3次活動推進計画の総合評価、部会での協議事項について |
| 平成28年 6月21日 | 第5回 | ・第4次活動推進計画の構成、部会での協議事項等について |
| 平成28年 7月21日 | 第6回 | ・第1回策定委員会の委員意見、部会の構成、基本理念について |
| 平成28年 8月 2日 | 第7回 | ・部会候補者、今後のスケジュールについて |
| 平成28年 8月17日 | 第8回 | ・部会候補者、部会検討事項について |
| 平成28年 8月31日 | 第9回 | ・部会委員、部会検討事項について |
| 平成28年 9月 6日 | 第10回 | ・部会検討事項、部会提出資料について |
| 平成28年10月 4日 | 第11回 | ・第2回部会提出資料、計画の構成、体系図について |
| 平成28年10月31日 | 第12回 | ・第1回部会意見への対応について |
| 平成28年11月 2日 | 第13回 | ・スケジュール確認、第1回部会意見への対応、計画骨子案の作成について |
| 平成28年11月 8日 | 第14回 | ・第1回部会意見への対応、計画骨子案の作成について |
| 平成28年11月16日 | 第15回 | ・第1回部会意見への対応、計画骨子案の作成について |
| 平成28年11月18日 | 第16回 | ・第1回部会意見への対応、計画骨子案の作成について |
| 平成28年11月28日 | 第17回 | ・計画骨子案の作成について |
| 平成28年12月 7日 | 第18回 | ・計画骨子案の作成について |
| 平成28年12月13日 | 第19回 | ・計画骨子案の作成について |


| | | |
|-------------|------|-----------------------------|
| 平成28年12月27日 | 第20回 | ・計画骨子案の作成について |
| 平成29年 1月 6日 | 第21回 | ・計画骨子案の作成について |
| 平成29年 1月11日 | 第22回 | ・計画骨子案の作成について |
| 平成29年 1月13日 | 第23回 | ・計画骨子案の作成について |
| 平成29年 1月27日 | 第24回 | ・計画骨子案の作成について |
| 平成29年 2月14日 | 第25回 | ・第2回委員会の委員意見への対応、計画案の作成について |
| 平成29年 2月23日 | 第26回 | ・第2回委員会の委員意見への対応、計画案の作成について |
| 平成29年 3月10日 | 第27回 | ・第3回委員会の委員意見への対応、計画案の作成について |
| 平成29年 3月28日 | 第28回 | ・福祉カレッジ学長意見への対応、計画案の作成について |
| 平成29年 3月31日 | 第29回 | ・計画案の作成について |

ともに生き、ともに支え合う福祉社会の実現
第4次活動推進計画 2017-2021
(平成29年度～平成33年度)

発行 平成29年5月
発行者 社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
〒930-0094 富山市安住町5番21号
電話076-432-2958 FAX 076-432-6146
URL <http://www.toyama-shakyo.or.jp/>



ふれあいネットワーク

 社会福祉
法人 富山県社会福祉協議会